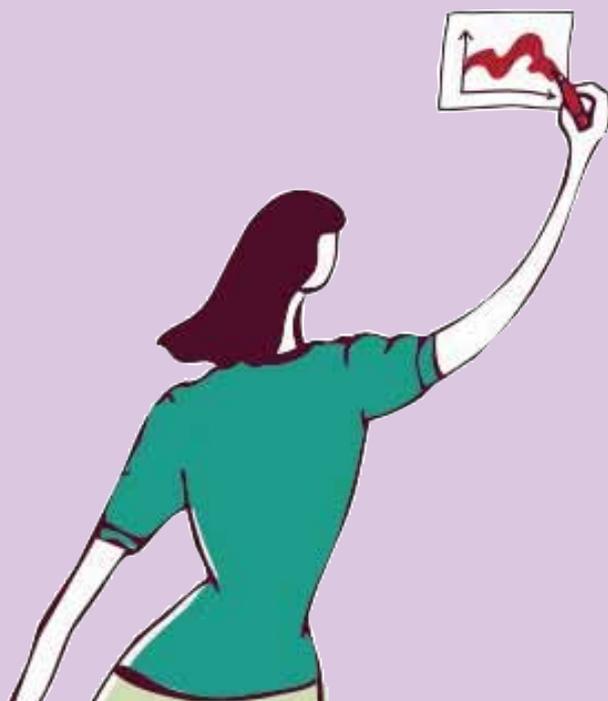


# 女性が暮らしやすいまち ～女性の安全安心自治体調査～

自治体施策の現状と調査結果からの政策提案  
報告集



 東京・生活者ネットワーク

はじめに

## 女性への暴力根絶のために自治体でできることを掘り起こす

女性の安全安心調査 プロジェクトリーダー じつかわ 圭子(東大和ネット)

2019年、世界経済フォーラムによる日本のジェンダーギャップ指数は153か国中121位で、昨年よりさらに順位を落とし、過去最低となりました。ジェンダー平等において日本の施策は国際的に遅れていますが、背景には性差別や慣習としての性別役割分業の問題が根強くあります。

東京・生活者ネットワークは、2018年にジェンダー問題プロジェクトを立ち上げ「東京で暮らす女性たち」のおかれた実態を浮き彫りにしました。「非正規雇用単身女性」「子育て女性」「高齢女性」それぞれの分野で、性別による格差が明らかになりました。雇用、社会保障、税制の全てに関わることであり、行政の担う全ての政策においてジェンダー主流化を推進していくことの重要性を再確認しました。同時に、各自治体における男女共同参画社会推進の取り組み状況を調査し、見える化するためにランキング発表しました。

2019年は、昨年の自治体調査に続き「女性が暮らしやすいまち～安全安心自治体調査」として、セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)、ドメスティックバイオレンス(DV)、性暴力の3つのテーマで、防止対策、相談支援、被害者支援、予防教育、研修など、自治体施策を調査し、安心して暮らせるまちづくりに活かしていくこととしました。

この間、#MeToo運動などでセクハラや性暴力被害にあった女性たちが声を上げてきました。官僚や首長によるセクハラ問題も明るみに出ましたが、逆に訴えた側がバッシングを受ける事態もありました。一方、性暴力被害や事件の司法判断に抗議する女性たちによるフラワーデモが全国に広がりました。そして、今般のコロナ禍でのDV被害増、子ども虐待との関連など、個人の問題としてしか見られなかった女性への暴力について、ようやく社会的関心が寄せられつつあります。

生活者ネットワークでは、この課題について市民に一番近い自治体ではどのような対応をしているのか、東京都内区部市部の取り組みを調査しました。全ての設問は男女共同参画社会基本法の理念に基づき、自治体の男女共同参画推進条例や計画に盛り込むことが可能な事柄です。予防啓発や相談支援にとどまらず、被害者の救済やその後の生活自立支援、実態調査など、次の被害者を生まないための取り組みへの期待も込めて、詳細な調査項目となっています。

結果は点数化しランキングにしましたが、比較することが目的ではなく、足りない施策を今後整備し、東京全体の施策を充実させることが重要です。この調査をきっかけとして、各自治体の取り組みを進めジェンダー平等社会を実現して、誰もが安心して暮らしやすいまちをつくることをめざします。

2020年6月

# ■セクハラ・DV・性暴力の現状と課題

## セクシュアル・ハラスメントの現状と課題

### ——理解がなく女性が声をあげにくい状況をどう改善するか

2018年の財務省高官によるセクハラ事件の際、財務大臣である麻生副総理が繰り返し発言した「セクハラ罪という罪はない」という言葉。この発言を含め被害当事者へのプライバシー配慮など理解がまったくない一連の言動は、行政省庁のトップとしても政治家としても批判されて当然のものでしたが、ある意味で日本の現状を象徴するようなものでした。

日本では、ハラスメントは男女雇用機会均等法、育児介護休業法、労働施策総合推進法により「事業主が防止対策をとらなければならない行為」としては位置付けられていますが、法的な禁止や罰則は法的には規定されていません。しかし、雇用者である企業や地方公共団体は対策を実施する義務があり、国家公務員についても人事院規則のなかで明確に「セクハラはあってはならない」と記されています。

麻生大臣の開き直りともとれる態度は、セクハラを矮小化し、女性たちに我慢を強いてきた社会の姿勢そのものです。実際に独立行政法人労働政策研究・研修機構(JILPT)が2016年3月に発表した「妊娠等を理由とする不利益取扱い及びセクシュアルハラスメントに関する実態調査」結果でも、実に6割以上の方がセクハラを受けた後「がまんした、特に何もしなかった」と答えています。(以下、JILPTホームページより)

図表14 セクシュアルハラスメントを受けた本人の対応（個人調査）  
(複数回答、%)

	雇用形態計	雇用形態			
		正社員(フルタイムで雇用期間の定めのない者)	契約社員等(フルタイムで有期契約の者)	パートタイマー(労働時間が通常の労働者より短い者)	派遣労働者
加害者に抗議した	10.2	11.4	10.7	6.4	8.7
会社の同僚に相談した	14.4	16.1	13.1	12.1	12.9
会社の相談窓口、担当者に相談した	3.1	3.0	5.7	2.3	1.8
上司に相談した	10.4	12.0	12.2	6.9	6.4
派遣会社に相談した	1.2	0.1	2.4	0.8	8.0
労働組合に相談した	0.9	0.8	1.3	1.3	0.5
労働局(雇用均等室、労働基準監督署、ハローワーク)に相談した	0.9	1.0	0.7	1.0	0.5
警察や弁護士に相談した	0.6	0.7	0.7	0.6	0.0
地方自治体やNPOなどの団体に相談した	0.2	0.2	0.4	0.2	0.3
家族に相談した	7.4	7.0	7.6	11.6	5.9
その他	6.6	5.8	6.1	6.9	5.1
がまんした、特に何もしなかった	63.4	62.1	61.2	67.6	66.8

(注)1.最近2つまでの職場について、セクシュアルハラスメント経験者(対応「無回答」を除く、n=4,056)に占める割合。

2.雇用形態計には「わからない」、無回答を含む。

こうした事態を変えるため、女性たちが声を上げ、「#Me Too」「#With you」の運動が高まりました。自治体では条例でセクハラを禁止したり、職場だけでなく地域社会でのセクハラをなくすための啓発活動を行うこともできます。また、市役所や区役所は事業主として市民に率先してセクハラ防止や被害者救済に取り組み範を示す責任もあります。

セクハラにより当事者は傷つき職場を失うこともある重大な人権侵害であることを認識し、制度の問題としても個人の意識の問題としても取り組んでいくことが必要です。

## ドメスティック・バイオレンスの現状と課題

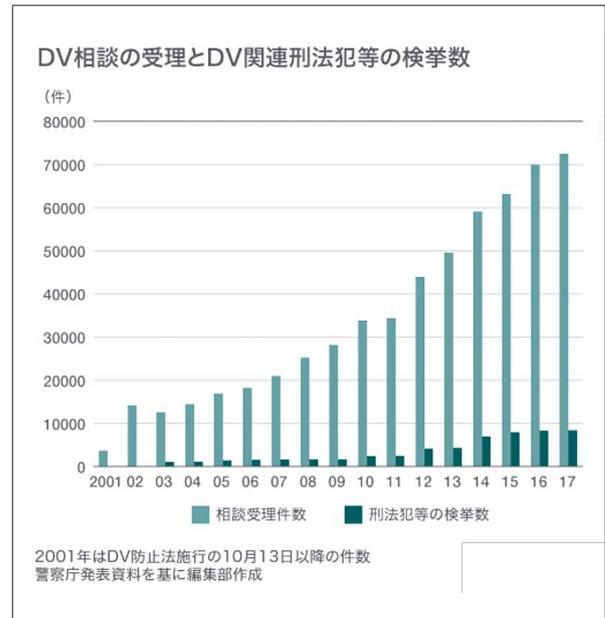
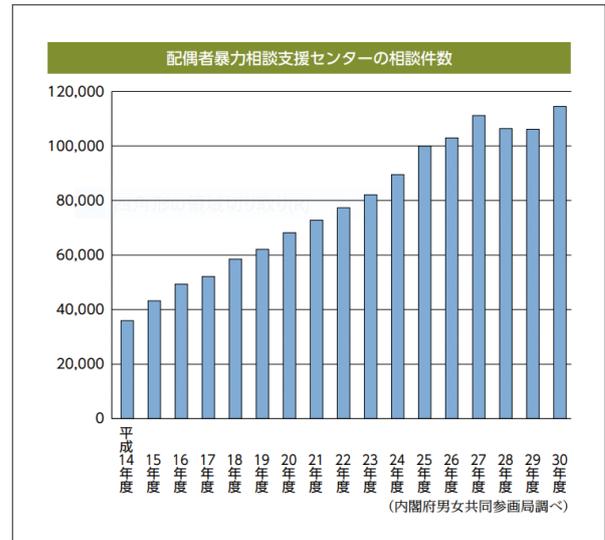
### ——法律をもとに施策はあるが、相談できない人が4割

2001年にDV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）ができてから約20年が経ちました。DV防止法の3本柱は①保護命令（接近禁止、退去命令）、②配偶者暴力相談支援センターでの一時保護（公営シェルター）、③警察となっており、センターでの相談件数は毎年増加し2015年度をピークに横ばい状態（グラフ上：内閣府HPより）、警察での相談も伸び続けています（グラフ下：警察庁資料よりサイト Nippon com）。

しかし、DVの認知が進み相談は増えても刑事犯などの検挙数は低迷、一時保護・保護命令件数は2015年から大幅な減少傾向にあります\*1。これは相談しても被害者が逃げる形になっている制度設計の限界が垣間見えます。

さらに、誰にも（どこにも）相談しない人が約4割いるという調査結果\*2を見ると、現状の制度だけで解決しない暴力の問題が地域には数多く影を潜めていることがわかります。この間、DVと子ども虐待の問題も顕在化し東京都目黒区や千葉県野田市でも痛ましい事件では幼い命が犠牲になりました。

DV防止法によりDV対策基本計画の策定が都道府県では義務化され、努力義務である市区町村も都内市区ではすべて計画を持っています。実質的に地域での被害者支援を担っている民間シェルターは全国で107か所（2018年）ありますが、高い専門性を有しながらボランティア的な活動に頼らざるを得ない運営状況にあります。社会的課題への公的責任をどう考えるかが問われています。



\* 1:内閣府男女共同参画局「配偶者からの暴力に関するデータ」2019年9月

[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/data/pdf/dv\\_data.pdf](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/pdf/dv_data.pdf)

\* 2:内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査報告書」2018年3月

[http://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/pdf/h29danjokan-12.pdf](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/h29danjokan-12.pdf)

## 性暴力の現状と課題

### ——進んでいない防止教育と被害者支援

「性暴力」と「性犯罪」は異なります。日本の場合は刑法で規定されている性犯罪の範囲があまりに狭く、被害者を守るための制度や風潮がとても希薄なため被害届や起訴に至るケースが非常に少ないのが現状です。2017年に、実に110年ぶりに刑法が改正され①被害・加害者の性差撤廃、②強姦から強制性交等罪に、③量刑の引き上げ、④非親告罪化、⑤監護者強制わいせつ・強制性交罪の新設、に至りましたが、まだまだ課題はあります。

右のグラフのように刑法改正後も検挙件数に大きな変化は見られていません(警察庁「犯罪統計」より)。

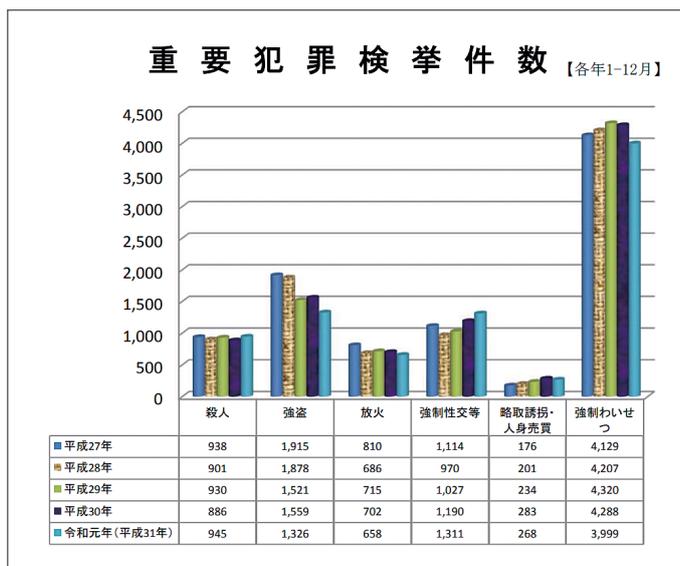
性暴力については「加害者について行ったのは同意の意味」など、被害者に非があるとする偏見や差別が根強いうえに、制度的なハードルが高いということで、セクハラやDV同様に誰にも言えずに苦しんでいる人が多くいます。

内閣府男女共同参画局が3年ごとに行っている「男女間における暴力に関する調査」では、無理矢理に性交等をされて相談した人の割合はわずか39.0%です(2017年度)。被害にあった人に対し「あなたは何も悪くない」というメッセージを社会が発信し、躊躇なく声を出せるような仕組みと支援体制が必要です。しかし、法的には刑法や条例(痴漢など)で犯罪として取り締まることと、被害者支援は犯罪被害総体で規定する犯罪被害

者等支援法があるのみで、東京都は犯罪被害者等支援計画に基づき施策を講じており民間支援団体との連携など一定の成果を上げていますが、社会全体としては性暴力の特性を考慮した施策への法整備は遅れています。

また、対等なパートナーシップを身につけていくための性教育や人権教育も海外に比べ圧倒的に不足しています。

刑法については、今年2020年は改正後の見直しに向け、(1)暴行・脅迫要件の見直し=同意のない性交は性犯罪とするべき、(2)配偶者間の強姦を位置づける、(3)性行同意年齢の引き上げ=現在13歳は低すぎる、(4)控訴時効の撤廃(子ども時代の性虐待を訴えられる)、(5)地位・関係性を利用した性行為(学校や職場)も対象に、などを訴えながら、地域で今すぐできることをすすめていく必要があります。



# ■女性の安全安心自治体調査 概要

## 【経過】

### ◇事前学習会

- ◆2019年7月22日  
「ジェンダー問題とは何か ― 固定的性別役割分業からジェンダー主流化まで ―」  
講師： 皆川 満寿美さん(プロジェクトアドバイザー／中央学院大学准教授) 参加者:33名
- ◆2019年7月29日  
「ドメスティック・バイオレンス(DV)と性暴力」  
講師： 戒能民江さん(お茶の水女子大名誉教授) 参加者:31名
- ◆2019年8月8日  
「セクシュアル・ハラスメント 現状と対策」  
講師： 内藤 忍さん(独立行政法人 労働政策研究・研修機構(JILPT)副主任研究員) 参加者:25名

### ◇視察・ヒヤリング

- ◆2019年10月20日  
セクシュアル・ハラスメント被害の実態と被害者支援  
ゲスト:佐藤香さん(パープル・ユニオン) 参加者:8名
- ◆2019年10月22日  
DV防止と被害者支援の自治体施策について  
ゲスト:中田慶子さん(DV防止ながさき) 参加者:14名
- ◆2019年10月30日  
性暴力救援センター・東京(SARC東京)視察 参加者:6名
- ◆2019年10月31日  
江東区配偶者暴力相談支援センター視察 参加者:17名

### ◇会議など

- ◆全体会・チーム会議・コア会議 2019年9月～2020年2月  
全体会3回、チーム会議(各チーム3～5回)、コア会議8回
- ◆自治体調査実施 2020年2月～3月(一部4月、5月)
- ◆集計・分析作業 2020年4月～6月

## 【内容】

- ◇目的 自治体における女性への暴力の防止・相談・被害者支援施策について調査し、今後の施策提案につなげる。
- ◇方法 東京都内の区市を対象にアンケート用紙(全32問)を手渡し又はメール・郵送。
- ◇回答自治体 東京都内 23区、25市

# ■女性の安全安心自治体調査結果

2020.6.11

※回答欄の単位は、説明がないものは自治体数

## ◆セクシャル・ハラスメントについて

### ◇1 職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止体制についてお聞きします。

#### 設問1 セクシュアル・ハラスメント防止指針がありますか

⇒ある場合 1-1 ホームページで公開していますか

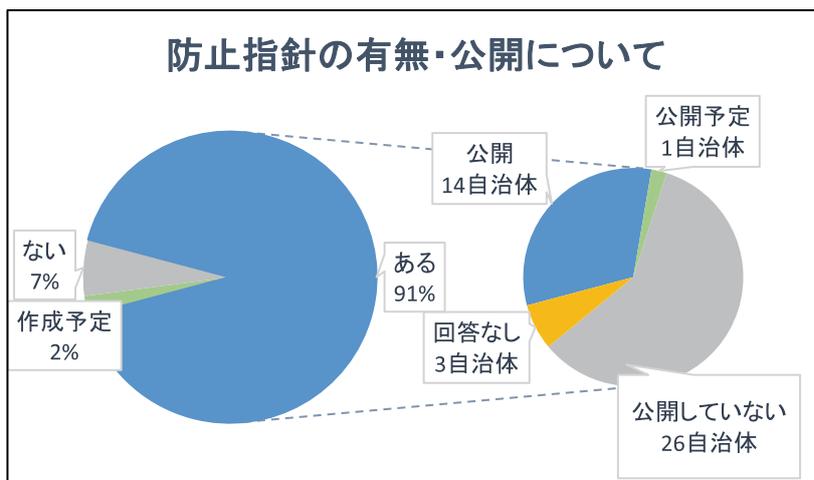
1-2 指針の対象範囲は(複数回答可)

#### 1. 防止指針有無

ある	44
作成予定	1
ない	3

1-1 ある場合  
1-①ホームページの公開

公開	14
公開予定	1
公開していない	26
回答なし	3



#### 【設問1の意図と回答結果】

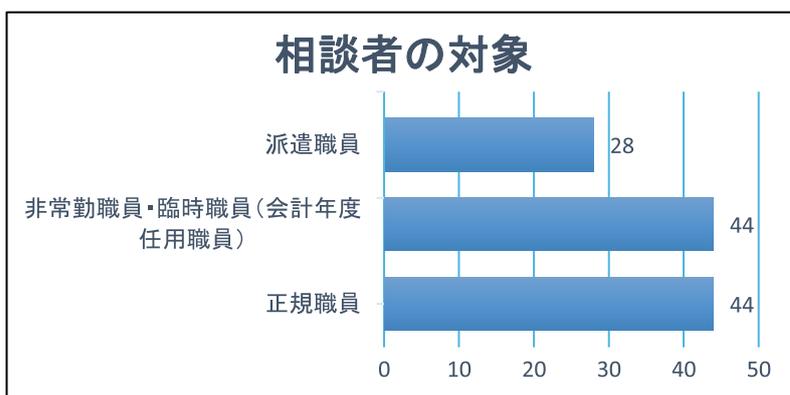
雇用者としての地方自治体は、セクハラ対策の指針の作成を求められており(男女雇用機会均等法セクハラ指針)、防止義務を果たすための「セクシュアル・ハラスメント防止指針」は、対策の基本です。セクハラそのものを規定する法律がない中、自治体が指針にセクハラ禁止を明記し対策している姿勢を市民に示すことは大きな意義があります。全国的には半数しか策定していないというデータもありますが、今回の調査では東京都内の区部・市部では防止指針を持っている自治体がほとんどであることがわかりました。

しかし、本来はすべての自治体で持っていなければならないものであり、策定していない自治体には働きかけが必要です。ホームページでの公開は、市民にその姿勢を示す意味で重要と考え質問項目としましたが、公開は半数以下であることがわかりました。庁内の内部資料との考えで公開していないようですが、市民や事業者に示していくことで、セクハラ防止の啓発につながるため、公開していくべきです。

★この設問からの政策提言…①

#### 1-2 相談者の対象(複数回答可)

正規職員	44
非常勤職員・ 臨時職員(会 計年度任用職員)	44
派遣職員	28



**【設問1-2の意図と回答結果】**

指針の対象が正規職員であることは当然ですが、そこにとどまらず非常勤職員・臨時職員(会計年度任用職員)、派遣職員まで対象となっているか、ということで「誰もが働きやすい職場」づくりを目指す姿勢を問いました。回答から非正規職員では、制度化されている会計年度任用職員はすべての自治体で対象とされていることがわかりました。派遣職員は対象とされていない自治体も多く、課題です。

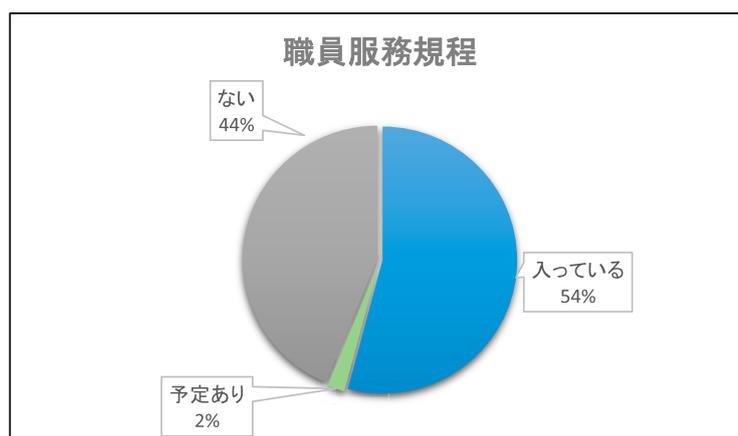
また、地方自治体の委託事業や指定管理事業で働く人たちに対するセクハラ対策についても、公の事業としてチェックしていく必要があります。

★この設問からの政策提言…①-2

**設問2 職員服務規程及び教職員服務規程にセクシュアル・ハラスメント禁止が明記されていますか。(複数回答可)**

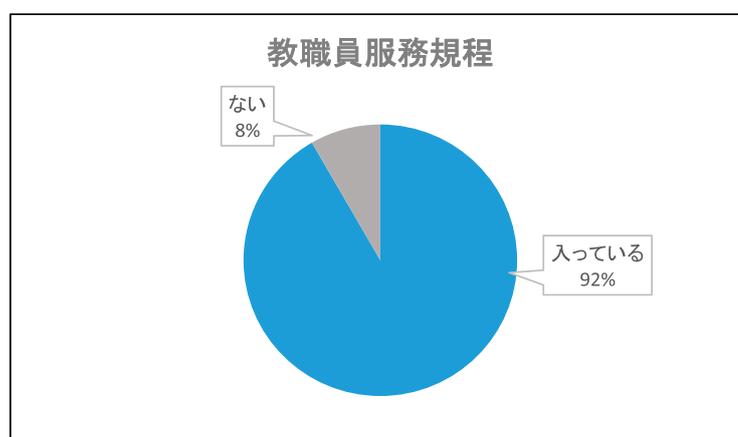
①職員職務規程

入っている	26
予定あり	1
ない	21



②教職員服務規程

入っている	44
ない	4



**【設問2の意図と回答結果】**

職員の具体的な処遇を記した「服務規程」は一般職員むけの「職員服務規程」と教職員むけの「教職員服務規程」があります。そこにセクハラ禁止の記載があるかを聞き、対策の実効性を問いました。

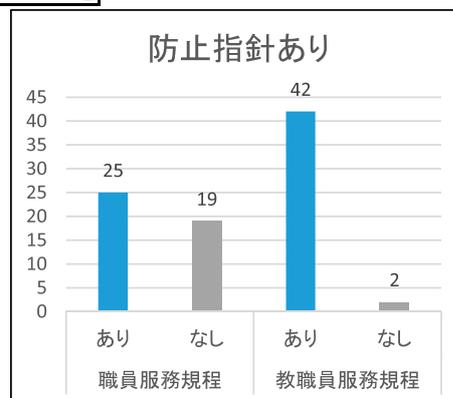
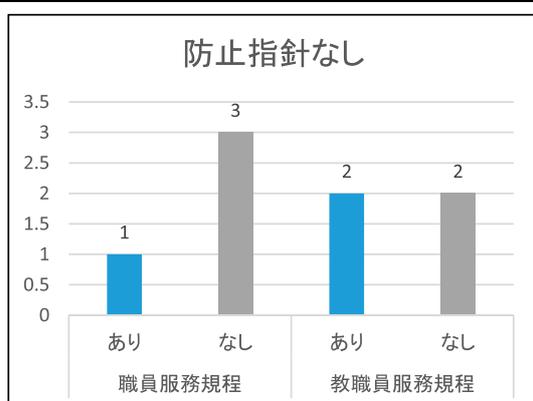
教職員の服務規程には9割以上入っているにもかかわらず、職員向けは約半数と予想外の結果が出ました。この背景には、教職員については、東京都教育委員会からのガイドラインがありセクハラ禁止規定がかなり強く打ち出されていることの影響が考えられます。いっぽう、職員服務規程は自治体により取り組み状況の差が現れました。処罰など含め防止と再発予防のため服務規程へのセクハラ書き込みは重要です。実効性のあるものとなるよう、記載を求めます。

また、以下の集計のように防止指針があっても服務規程に載っていない(別の形で処罰など規定している場合も含め)自治体が職員向けでは19自治体あります。なかには、服務規程と同様に処罰規定を盛り込んだ基準規程のようなものを持つ自治体もあるようで、今後さらに調べて整備を求めています。

★この設問からの政策提言…②

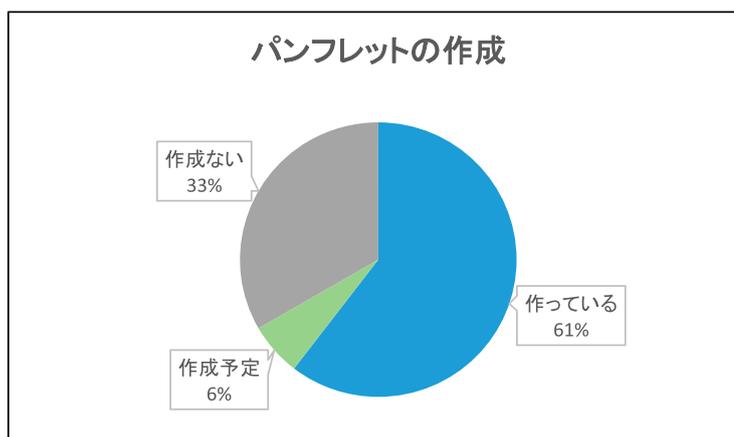
※設問1と2 防止指針と服務規程の関係

	職員服務規程		教職員服務規程	
	あり	なし	あり	なし
防止指針あり	44	25	19	42
防止指針なし	4	1	3	2



設問3 職員向けのセクシュアル・ハラスメント防止・相談のパンフレット(冊子等)をつくっていますか

作っている	29
作成予定	3
作成ない	16



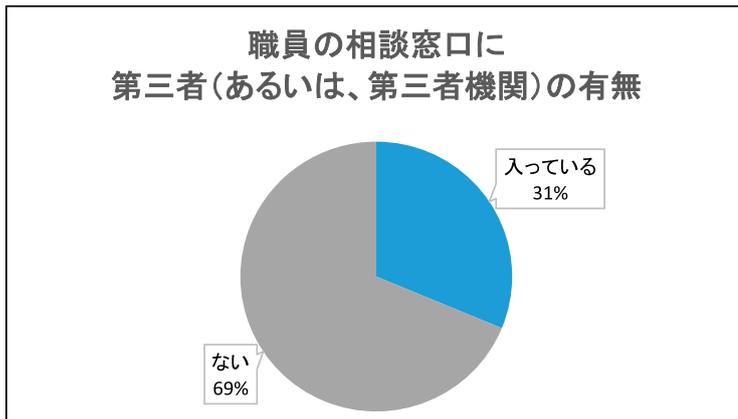
【設問3の意図と回答結果】

自治体のセクハラ対策は指針をつくり職員に周知することが求められます(雇用機会均等法セクハラ指針)。「セクハラとは何か?」を正しく認識することから防止の一步が始まると考え、職員向けのセクシュアル・ハラスメント防止・相談のパンフレット(冊子等)をつくって広く周知をしているか、を聞きました。「このくらい、いいじゃないか」という風潮の中で、多くの被害者は我慢させられてきました。そのようななかで、加害者に自覚がないだけでなく、被害者も「そういうもの」とあきらめてしまう場合も多くみられます。声をあげられない、声をあげればバッシングを受ける、といった状況を変えなければセクハラはなくなりません。加害者にも被害者にもしないためにも「セクハラとは何か」を広く知らせていく必要があります。作成している自治体は約6割ですが、活用して防止に役立てたり相談しやすい雰囲気をつくっているかは、さらに自治体ごとにチェックしていく必要があります。

★この設問からの政策提言…③、③-2

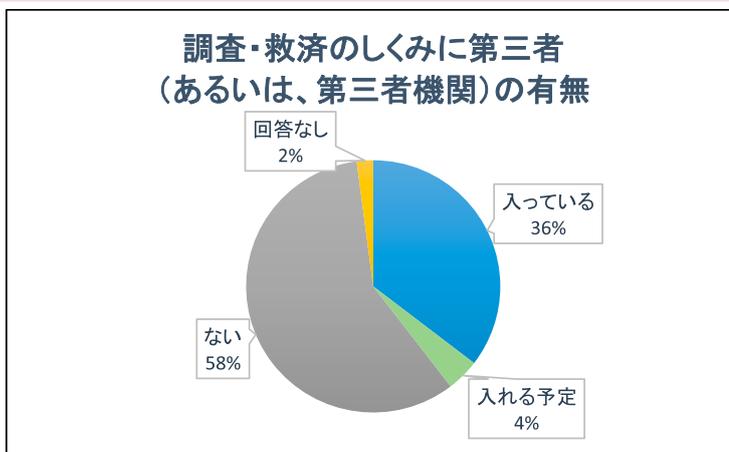
**設問4** 職員の相談窓口職員以外の第三者(あるいは、第三者機関)がはっていますか

入っている	15
ない	33



**設問5** 相談受付後の調査・救済のしくみに第三者(あるいは、第三者機関)が入っていますか

入っている	17
入れる予定	2
ない	28
回答なし	1



**【設問4.5の意図と回答結果】**

相談体制の仕組みをつくる際に、セクハラ被害当事者の立場の視点がなければ相談しやすくはなりません。どういったものがセクハラになるかも含めて実態を知っている人の声を聴くことは重要です。

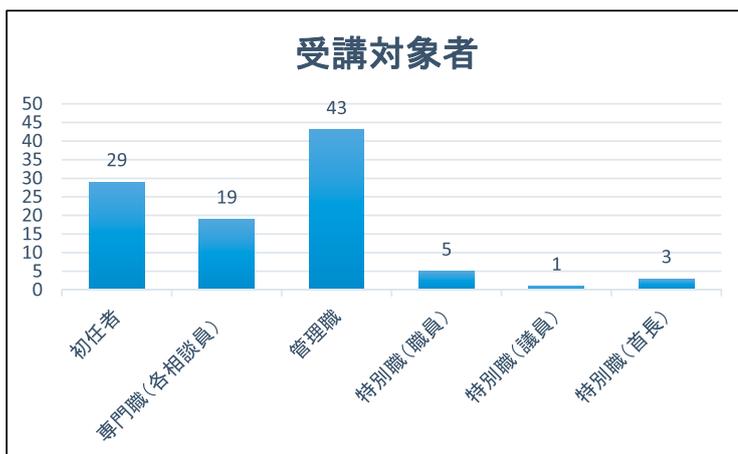
プロジェクトのアンケートをつくるにあたって被害当事者へのヒヤリングも行いましたが、そこでは「第三者の重要性」が強く訴えられました。相談窓口、相談受付以降の調査・救済のいずれにも、誤ったジェンダー観やセクハラをコミュニケーションとしかとらえず矮小化するような価値観が入らない対応が必要です。

調査結果では、第三者を入れている自治体は約3割にとどまりました。これでは、相談窓口があっても、それが同じ職場で顔の知った上司では被害者は声を上げにくい、ということになりかねません。客観的判断と同時に、相談しやすい窓口となるよう、ハラスメントについて人権意識を伴う専門性を持つ第三者の関りを求めていく必要があります。

★この設問からの政策提言…④、④-2、⑤、⑤-2

**設問6** セクシュアル・ハラスメント防止研修についてお聞きます。受講対象者に☑又は■をつけてください。(複数回答可)

初任者	29
専門職(各相談員)	19
管理職	43
特別職(職員)	5
特別職(議員)	1
特別職(首長)	3



### 【設問6の意図と回答結果】

セクシュアル・ハラスメント防止の「研修」について、入庁して3年目くらいまでの初任者には行われることが多いが、新人のときだけでなく優越的な立場になる時期にこそ研修が必要であると考え、繰り返し行われているかわかるような質問にしました。

アンケートでは管理職への研修は多く行われていることがわかりましたが、この数年で相次いで報道された首長や議員から女性職員へのセクハラを防ぐために必要な研修は、ほぼ実施されていません。議員への研修を行っている国立市、首長への研修を行っている大田区、国立市、西東京市は特筆すべき存在です。首長は事業者のトップとしての責任、パワーを持つ立場としての責任との両方があります。他の自治体での実施も求めていく必要があります。

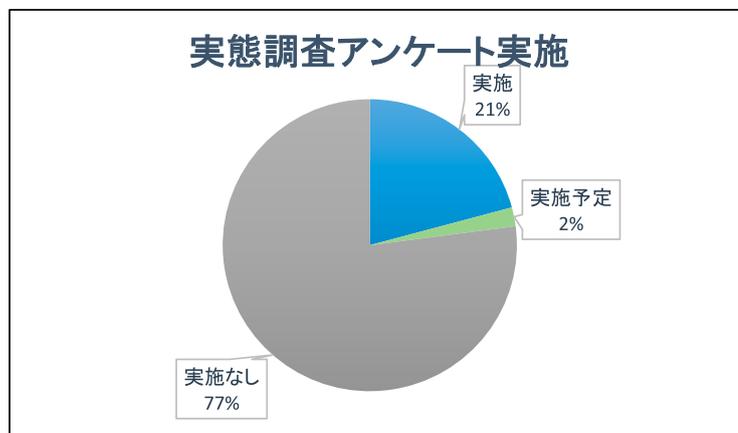
地方公務員も準じる人事院規則10-10にはセクシュアル・ハラスメント防止などへの研修実施が位置づけられており、充実した内容での実施を求めていきます。

★この設問からの政策提言…⑥、⑥-2

### 設問7 セクシュアル・ハラスメントについての職員への実態調査アンケートを実施していますか。

(アンケートの項目としてセクハラが入っているも可)

実施	10
実施予定	1
実施なし	37



### 【設問7の意図と回答結果】

質問作成にあたっての事前学習会やヒヤリングでは、相談し裁判などの行動に移す女性たちの一番の願いは「二度と同じような思いをする人が出ないでほしい」ということだと聞きました。そして、相談できずに我慢している人が圧倒的に多いという現状の中で、積極的に対策を打つためにはセクシュアル・ハラスメントの「実態」を把握するための調査を実施することが重要と考え問いにしました。

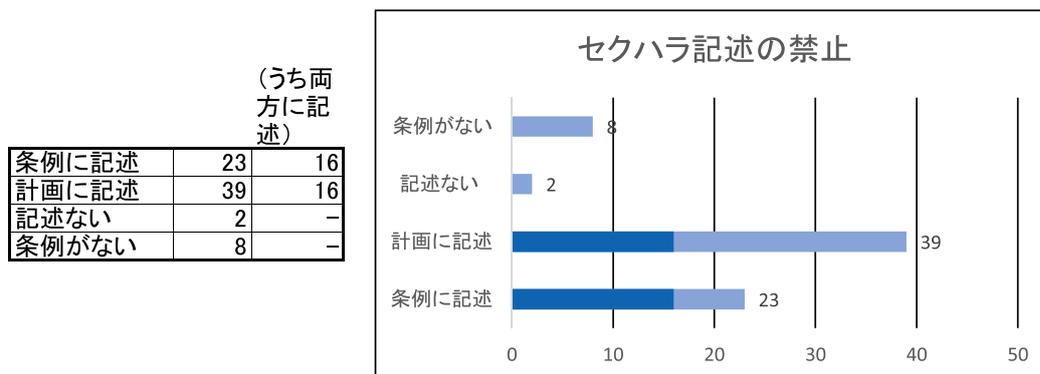
結果、実施している自治体は2割(目黒区、練馬区、立川市、武蔵野市、三鷹市、町田市、日野市、国立市、多摩市、西東京市)と多くないことがわかりました。本人のプライバシーに配慮した形での実態調査を行う必要があります。

また、セクハラ被害について言い出しにくい現状を改善することが、「我慢しなくていい」という啓発にもつながります。相談がないから「セクハラはない」のではなく、言いにくく我慢している人が多いという前提で、自分のことだけでなく「見かけたことがある」ということも含め、実態調査の提案を行っていく必要があることがわかりました。「セクハラは職場環境を乱すものである」という考え方をもち、働きやすい職場環境づくりの一環としての実態調査が必要です。

★この設問からの政策提言…⑦、⑦-2、⑦-3

## ◇2 市民に向けたセクシュアル・ハラスメント防止対策についてお聞きします

**設問8** 男女共同参画推進条例・計画にセクシュアル・ハラスメントをしてはならない旨記述していますか。(複数回答可)



### 【設問8の意図と回答結果】

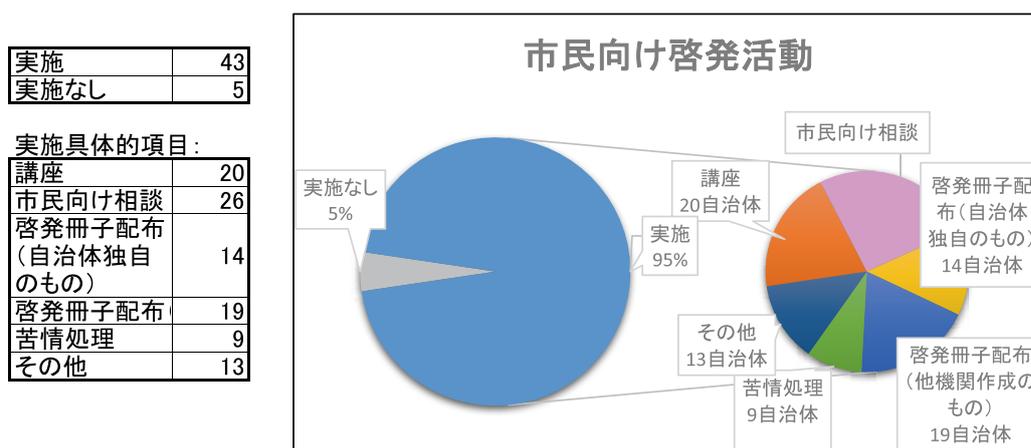
雇用主として職員に向けた自治体(事業者)や国家公務員のセクハラ対策はありますが、すべての人を対象とした禁止規定や救済策の根拠となる法律が日本ではないなか、人権侵害としてのセクシュアル・ハラスメントについて自治体と言及し対策することが非常に重要と考えました。セクハラ禁止について「男女共同参画推進条例・計画」に明記しているかを質問したところ、2自治体を除きほとんどの自治体は条例か計画のどちらかに記載していることがわかりました。

さらに16自治体(港区、台東区、墨田区、目黒区、渋谷区、中野区、豊島区、立川市、武蔵野市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、清瀬市、羽村市)は条例にも計画にも掲載されています。

今後は計画や条例に沿って実効性のある施策を行っているかを各自治体でチェックしていく必要があります。また、一切の記述がない2自治体は今後、明記し、政策の根拠としていく必要があります。 **★この設問からの政策提言…⑧**

**設問9** 市民向けセクシュアル・ハラスメント防止の啓発活動を実施していますか。

(複数テーマのひとつにセクシュアル・ハラスメントが入っているものも可) (複数回答可)



### ■その他から(主な取り組み)

パネル展・図書展示など開催 / 広報紙に特集など掲載 / 講演会・イベント / 啓発チラシ作成 など (全回答は資料ページに掲載)

### 【設問9の意図と回答結果】

セクハラは日常の中でも身近に起こりうることやセクハラはいけないということを行政が発信することで予防策になります。職場でのセクハラだけでなく、地域社会の中でのセクハラをなくしていくために市民向けの施策は重要です。「女性に対する暴力をなくす運動パネル展」「男女共同参画週間での講演会」の実施や広報誌での特集などの回答がありました。清瀬市では、ジェンダー研究者の監修によるセクハラ特集のページを企画するなど積極的な広報をしていました。

市民向け施策を実施していない自治体は5自治体ですが、その理由を正し実施を提案して言う必要があります。

**★この設問からの政策提言…⑨・⑩、⑨・⑩-2、⑨・⑩-3**

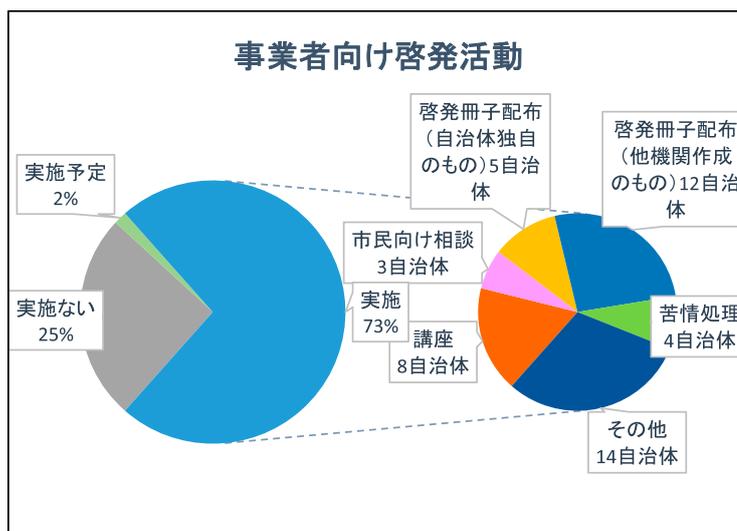
**設問10 事業者向けセクシュアル・ハラスメント防止の啓発活動を実施していますか。**

(複数テーマのひとつにセクシュアル・ハラスメントが入っているものも可) (複数回答可)

実施	31
実施予定	1
実施ない	16

具体的項目:

講座	8
市民向け相談	3
啓発冊子配布 (自治体独自のもの)	5
啓発冊子配布 (他機関作成のもの)	12
苦情処理	4
その他	14



■その他から(主な取り組み)

出前講座・セミナー / ワークライフ・バランス推進認定制の申請項目に記載 / 広報紙に特集 / 実態調査 / 研修など情報提供など  
※全回答は資料ページに掲載

**【設問10の意図と回答結果】**

事業者は雇用主が男女雇用機会均等法によりセクハラ対策を実施する義務を持っており、情報提供や研修のサポートなど自治体の役割は重要です。あらゆる場所でのセクハラ防止には市民理解が不可欠であり、市民向け施策の一層の工夫が求められます。

約3割の自治体で事業者に対しては実施していませんでした。冊子配布やパネル展示などの啓発のほかにも、事業者向け出前講座(セミナー)(港区・墨田区)や、防止取組の実態調査(東村山市)、ワーク・ライフ・バランス認定制度の申請項目に記載する(豊島区)など、自治体独自の取り組みもみられます。他の自治体でも参考に取り組みが広がることを期待します。

★この設問からの政策提言…⑩

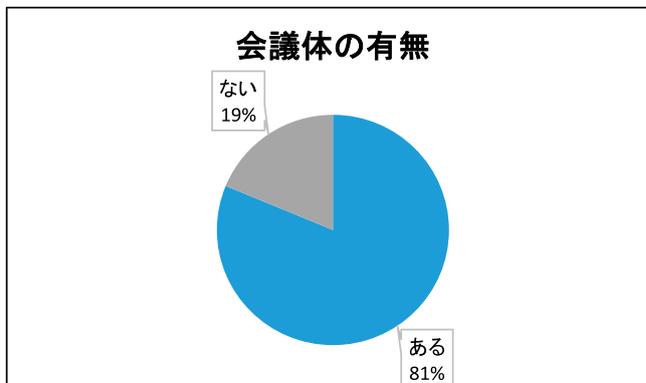
## ◆DV（ドメスティック・バイオレンス）について

### ◇1 DV相談やDV被害者支援についての庁内体制についてお聞きします

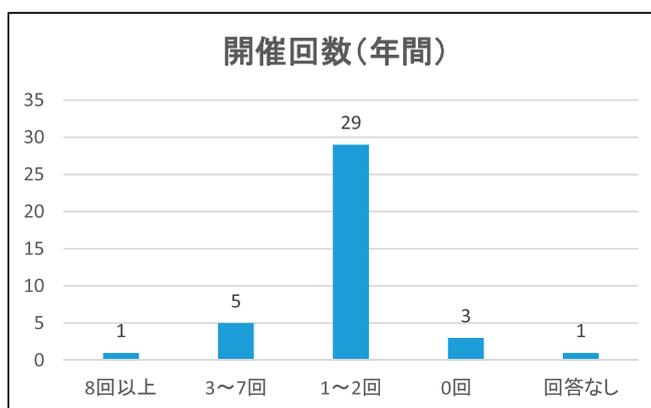
**設問11** DV法第9条(被害者の保護のための関係機関の連携協力)のための会議体がありますか。

ある場合、会議の開催回数をお聞きします。

ある	39
ない	9



開催回数(年間)	
8回以上	1
3～7回	5
1～2回	29
0回	3
回答なし	1



【※会議体の名称は資料ページに】

#### 【設問11の意図と回答結果】

DV被害への総合的な支援をするためには児童虐待防止法における要保護児童対策地域協議会のように、さまざまな部署や関係機関が一堂に会し連携のための話し合いができる会議体が必要です。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下DV防止法）第9条（被害者の保護のための関係機関の連携協力）に基づく会議体の設置状況と、実効性を知るための指標として開催頻度を質問しました。

法の規定は努力義務ですが、8割以上の自治体で会議体が設置されていることがわかりました。開催頻度は年1～2回が7割強(74%)と圧倒的に多く、具体事例がケース会議などで別途行われているか、情報共有のあり方など、会議体があっても形ばかりのものとならないよう、機能させていく必要があります。

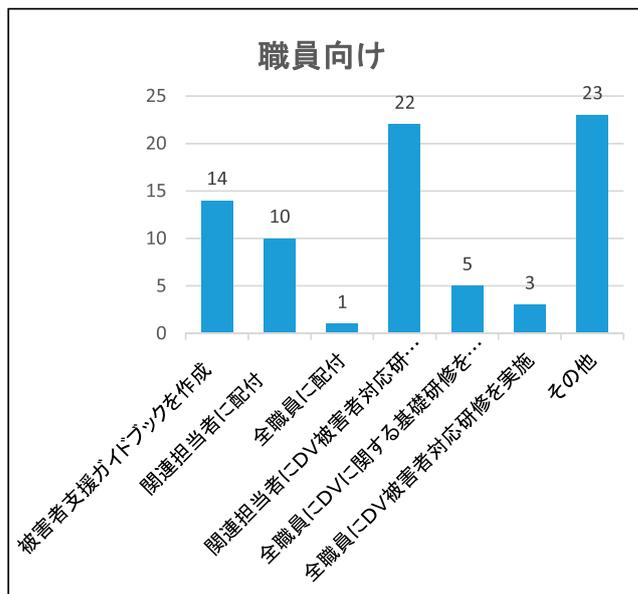
相談から支援(転居や子どもの保育園、学校、職場の問題、司法手続きなど)までをトータルに、被害者の安全を守りながら実施していくには関係機関が連携協力した密な情報共有が必要であり、開催頻度を上げたり情報共有のシステム作りが求められます。

★この設問からの政策提言…①

**設問12** DV被害者への支援においては相談対応や被害者支援の直接の担当部署だけでなく、住民票閲覧制限や各種窓口での適切な支援など、全庁的に連携して被害者を支援する体制の構築が必要になります。対応策についてお聞きします。（複数回答可）

①職員向け

被害者支援ガイドブックを作成	14
関連担当者に配布	10
全職員に配付	1
関連担当者にDV被害者対応研修を実施	22
全職員にDVに関する基礎研修を実施	5
全職員にDV被害者対応研修を実施	3
その他	23

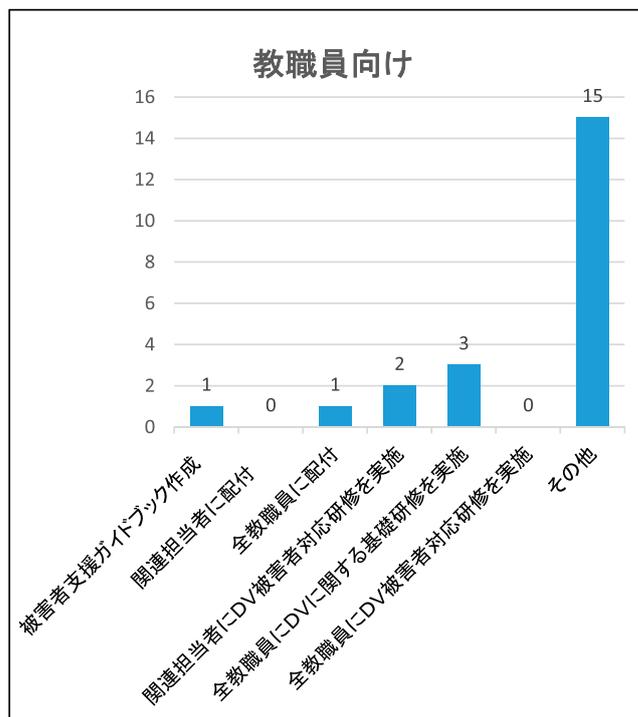


■その他から(主な取り組み)

DV関係の会議体のなかや職員間の情報共有 / DV関係の会議体での研修 / 被害者支援ガイドライン作成 / 被害者支援について講演や研修 / チェックリスト作成 など ※全回答は資料ページに掲載

②教職員向け

被害者支援ガイドブック作成	1
関連担当者に配付	0
全教職員に配付	1
関連担当者にDV被害者対応研修を実施	2
全教職員にDVに関する基礎研修を実施	3
全教職員にDV被害者対応研修を実施	0
その他	15



■その他から(主な取り組み)

DV関係の会議体での情報共有 / 人権教育プログラムを活用した研修 / 児童虐待に関連して研修 / DV関連のパンフレットを各学校に配布 / 校内での情報共有 など ※全回答は資料ページに掲載

**【設問12の意図と回答結果】**

DV被害者の支援には、対策担当者のみでなく教職員も含めての全庁的な連携と取り組みが必要です。DVについて正しく理解し、相談時の適切な情報提供、支援(受けられるサービス、法律、医療、住宅、就労など)との連携、二次被害を防止するための啓発として関係機関、相談・支援窓口を担当者向けのガイドブックがあると有効と思われます。

アンケート結果からは、職員は担当者の研修の機会はあるものの、職員教職員共に全員向けの機会の必要性は低く認識されていることがわかります。全員の基礎研修実施は、職員向けが5自治体(品川区、北区、練馬区、八王子市、東大和市)で、教職員向けが3自治体(港区、中野区、北区)のみでした。人権啓発のひとつとしても「暴力による支配で自分の意思で行動できなくなる」DVの基本的な構造は、公務員として知ってほしいものです。

教職員については、目黒区や野田市での事件のように子ども虐待とDVの密接な関係があり、子どもたちを守るための動きを学校現場がとれるよう研修などの重要性が高まっています。自治体としての事例の積み重ねを追加していくことで、社会の実態に応じたより充実した支援につなげられます。その他の記載で「情報共有」をしている自治体は多い結果でしたが、ガイドブック作成は3割弱、担当者へ配付2割、全職員配付は世田谷区の1自治体のみでした。教職員へはガイドブック作成配布が豊島区のみと非常に少なく不十分です。

「事例検討」や「各学校にパンフレットを置く」「児童虐待と関連した研修」など行っている自治体もありました。日野市では、東京都教育委員会人権プログラムで紹介している内閣府男女平等参画局作成の予防啓発教材「人と人のよりよい関係を作るために」を活用して研修を行っています。他の自治体でも参考にし取り組める事例ではないでしょうか。

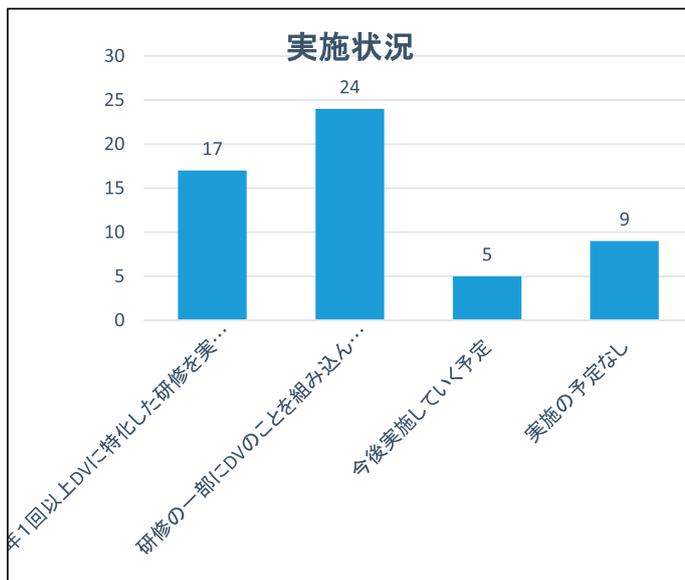
★この設問からの政策提言…⑫、⑫-2、⑫-3

**設問13 DVと子ども虐待の関係を理解してもらうために、子どもと接する機会がある関係者(子ども家庭支援センター相談員、赤ちゃん訪問の保健師など)に対し、DVの研修を行っていますか。実施状況と対象者を教えてください。**

実施状況

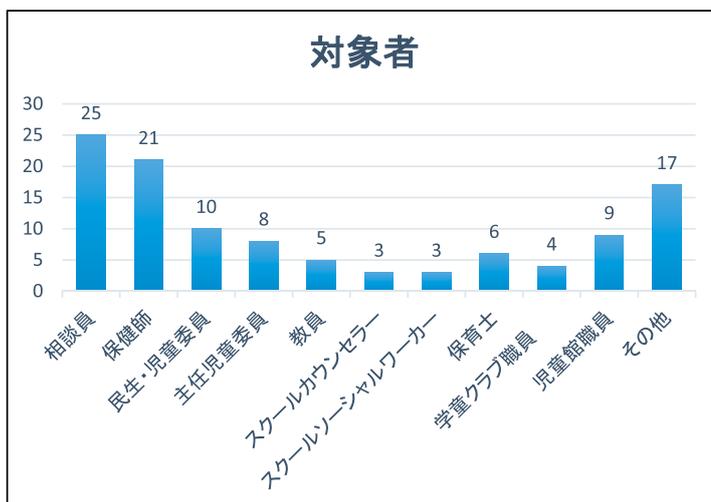
年1回以上DVに特化した研修を実施している	17
研修の一部にDVのことを組み込んでいる	24
今後実施していく予定	5
実施の予定なし	9

複数回答あり



対象者(複数回答可)

相談員	25
保健師	21
民生・児童委	10
主任児童委員	8
教員	5
スクールカウンセラー	3
スクールソーシャルワーカー	3
保育士	6
学童クラブ職	4
児童館職員	9
その他	17



■主なその他の研修対象者)

看護師 / 子ども家庭支援センター職員 / 助産師 / 医療機関 / 保健師 / など

※全回答は資料ページに

【設問13の意図と回答結果】

子どもの虐待とDVは密接に関係している事例が相次いで起きていることから、問題に気づき支援につなげることができるよう、子どもに関係する職種の担当者のDV研修が欠かせないと考えました。

相談員はもちろんですが、実際に学校現場において子どもたちや家庭と直接かかわる教員やSC、SSWの研修実施が各3自治体という結果は問題であり、すぐに研修体制を整えるべきです。担当部署との連携での支援策が望まれます。

DV家庭で同時に起きている子ども虐待(面前DV含む)の防止啓発、早期発見のために、子どもに関係する職種の担当者がDVについての知識や理解が必要ですが、SC,SSWのほかにも民生委員、保育士などへの研修が少なく、全ての関係者に研修の実施が求められます。

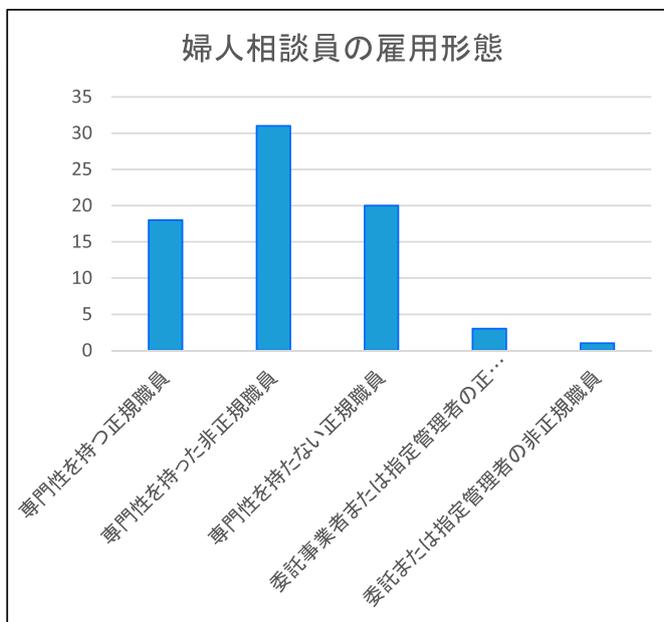
保健師や、そのほか項目であがった看護師は、DVにより精神的ダメージを負い育児に支障が出ることも考えると、精神保健や医療面からのサポートという意味で大切です。

★この設問からの政策提言…⑬

設問14 婦人相談員の雇用形態、勤続年数についてお聞きします。(複数回答可)

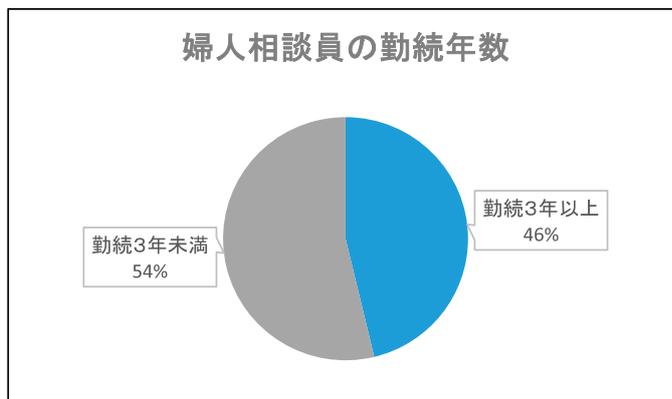
雇用形態

専門性を持つ正規職員	18
専門性を持った非正規職員	31
専門性を持たない正規職員	20
委託事業者または指定管理者の正規職員	3
委託または指定管理者の非正規職員	1



人数 自治体

勤続3年以上	80	36
勤続3年未満	93	36
回答自治体数		43



**【設問14の意図と回答結果】**

婦人相談員は売春防止法に基づき配置されていますが、実際にはDV対策や生活困窮対応など幅広く福祉的な仕事をしています。非正規雇用など必ずしもよいとは言えない待遇のなかで現場では社会福祉としての仕事を行っていますが、経験(勤続年数)と高い専門性を必要とする相談員の質を継続的に確保するには、雇用条件の整備も必要です。

内閣府の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の第2の2、「婦人相談員は各般の相談に応じるとともに、態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。」の趣旨に沿って、自治体は条件を整えていかなければなりません。

調査結果では専門性を持つ正規職員を配置している自治体は18自治体で、非正規の専門性を持つ相談員の31自治体を大きく下回ります。民間団体との連携での配置も含め人材育成と人材確保の視点で、待遇について検討していくことが求められます。

また、勤続年数については、3年未満の相談員が半数以上であり経験を積むことでの専門性の高まりについて課題が残ります。公務員の数年スパンでの配置転換が影響していることが考えられ、市民にとってよりよい人材確保のあり方を考える必要があります。

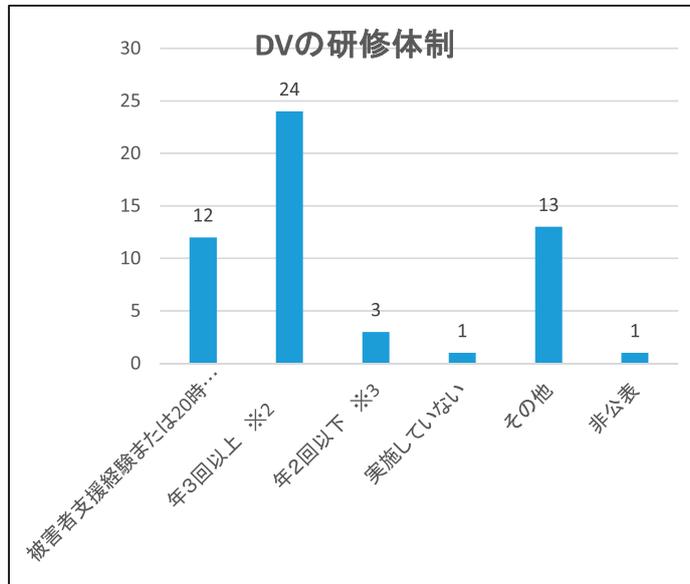
★この設問からの政策提言…⑭、⑭-2

**設問15 婦人相談員のDVについての研修体制はどうなっていますか。**

被害者支援経験または20時間以上 ※1	12
年3回以上 ※2	24
年2回以下 ※3	3
実施していない	1
その他	13
非公表	1

※1 民間団体などで被害者支援経験がある、またはDVの研修を20時間以上受けている人が相談員になっている  
 ※2 DV研修を年3回以上受けている  
 ※3 DV研修は年2回以下

「その他」は重複あり



**■その他から(主な取り組み)**

東京ウィメンズプラザなど東京都主催の研修に参加 / 民間団体の研修に参加 / 26市連絡会実施の研修に参加 など

※全回答は資料ページに

**【設問15の意図と回答結果】**

婦人相談員の研修体制については、民間団体などで被害者支援経験またはDVの研修を20時間以上受けた相談員がいる自治体は12自治体(新宿区、文京区、墨田区、中野区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、武蔵野市、小金井市、国分寺市)で、24自治体が年3回以上特化した研修を行っていることがわかりました。

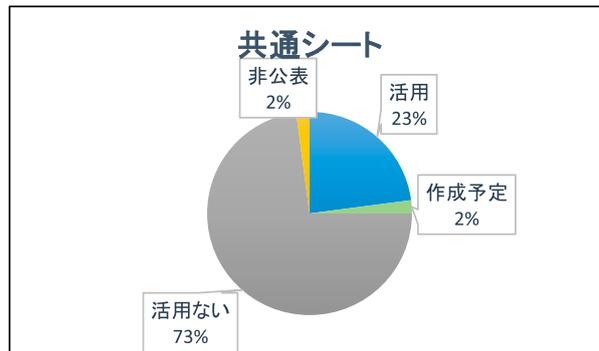
その他の記述では、ウィメンズプラザなど東京都が実施する研修の参加が多く、配偶者暴力対策基本計画や支援センターの設置義務があり施策のけん引役である東京都の役割の重要性がわかります。

★この設問からの政策提言…⑮

## ◇2 被害者への対応についてお聞きします

**設問16** 被害者が繰り返し被害について話すことは大きな負担です。関係機関連携のために、相談内容や希望する支援内容を記入する共通のシートを活用していますか。

活用	11
作成予定	1
活用ない	35
非公表	1



### 【設問16の意図と回答結果】

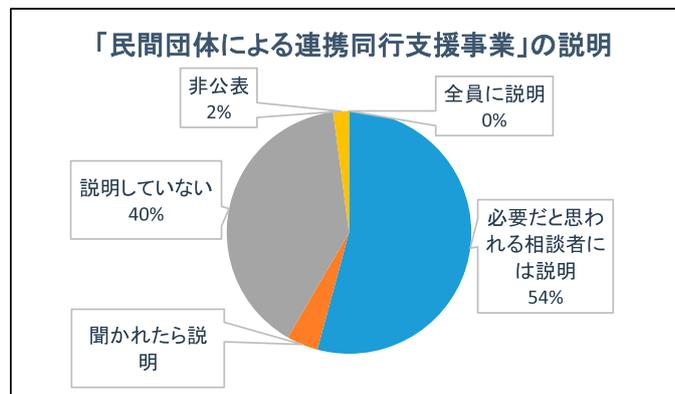
被害者が複数の窓口に個別に出向き、繰り返し状況説明することは大きな負担です。支援に向けた相談や手続きでの負担を減らすために、ワンストップサービスが必要であると考えました。

まずは関係機関が連携できるための共通様式のシートを作成して活用し、どの自治体でも手続きを同時平行で行えるようにしてほしいということから質問しました。(⇒基本的な方針第2の7被害者の自立支援(1)関係機関等との連絡調整等 ア手続きの一元化)

しかし、シートの活用をしている自治体はわずか2割ほどにとどまっています。被害者にとって最も効果的な支援を行うためにも庁内での情報共有のあり方に改善の必要性が明らかになりました。★この設問からの政策提言…⑬、⑬-2

**設問17** 担当部署(配偶者暴力相談支援センターを含む)で、東京都の助成事業である「民間団体による連携同行支援事業」について説明をしていますか。

全員に説明	0
必要だと思われる相談者には説明	26
聞かれたら説明	2
説明していない	19
非公表	1



### 【設問17の意図と回答結果】

被害当事者にとっては、相談しようと思うまでに大きなエネルギーを要します。精神的ダメージを受け、記憶が曖昧だったりうまく説明できないこともあり、専門家による同行支援は非常に重要な事業です。

自治体独自で行っている区市もありますが、人材的・財政的に単独で同行支援スキルがある専門家を持つのが難しい自治体に向け、東京都は助成事業として民間団体から支援員の派遣を実施しています。その情報を被害当事者に伝えているかを聞きました。

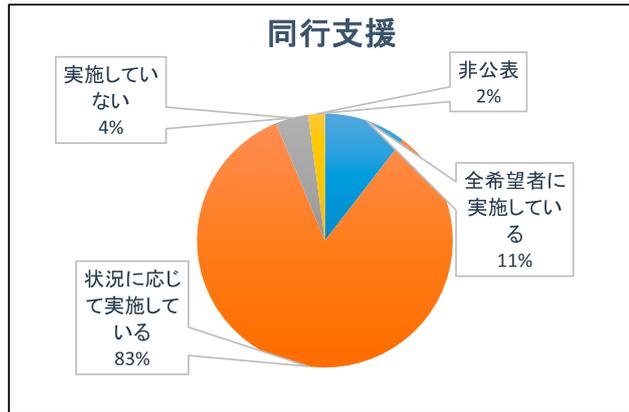
中には独自で同行支援を行っているため説明していない自治体もありましたが、相談者に必要だと思われる場合に説明している自治体が約半分で、説明していない自治体が4割、全員に説明している自治体はひとつもない、という残念な結果になっています。

まず、どんな社会資源があるかを知らせるのは行政の責任です。研修を積んだ専門性のある同行支援員も、自治体からの要請が少なければ待機状態になってしまいます。情報が届かず利用がないために、「ニーズがない」と判断されることがあっては本末転倒です。まず全当事者相談者に同行支援があることを伝え、活用できるようにすることが求められます。

★この設問からの政策提言…⑭、⑭-2

**設問 18** 一時保護時以外での場合で、例えば裁判所や弁護士事務所、役所の窓口、病院等への同行支援をしていますか。

全希望者に実施している	5
状況に応じて実施している	40
実施していない	2
非公表	1



**【設問 18 の意図と回答結果】**

17の設問にも関連しますが、自治体(配偶者暴力支援センター含む)以外にも、被害者支援に関係する機関はたくさんあります。そこへの同行支援を行うことで当事者にとってトータルな支援を行うことができます。

状況に応じ実施している区市が8割以上あり、同行支援の必要性への一定の理解がうかがえます。しかし、希望者全員に実施しているのは1割程度であり、必要性の判断をどのようにしているのかが問われます。

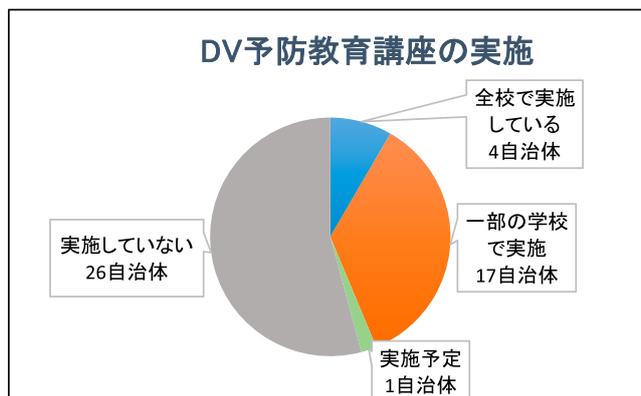
DV被害からの自立に重要な本人のエンパワメントにも関わることであり、まずは同行支援ができる人材を確保し(東京都の助成事業活用も含めて)、支援の1つとしてのアドボケイトを当事者が選べる選択肢としてあらかじめ伝えておく必要があります。

★この設問からの政策提言…<sup>18)</sup>

◇3 学校におけるDV予防教育についてお聞きします

**設問 19** デートDV予防のために、公立(区立・市立)中学校で予防教育講座等(授業や出前講座等)を実施していますか。実施校数と開催頻度を教えてください。

全校で実施している	4
一部の学校で実施	17
実施予定	1
実施していない	26



■実施内容(主な取り組み)

デートDV防止出前講座の実施 / 講師派遣 / デートDVの冊子配付 / 人権・デートDV・暴力に関するワークショップ実施 / アサーティブコミュニケーション / 道徳や保健体育授業での男女の交際について / 性教育 など ※全回答は資料ページに

■実施していない・把握していない理由

学習指導要領に記述はされていない / 各中学校判断で決定しているので / SNS等の利用に関する情報モラル教育の一部としては実施 など ※全回答は資料ページに掲載

### 【設問19の意図と回答結果】

DVの予防のためには、女性男性に関わらずその人自身の存在を尊重し、対等なパートナーとして認め合う人権教育や、ジェンダー平等のための男女共同参画意識の醸成が不可欠です。保護者による面前DVから子どもたちを守り、将来の加害者にならないためにもデートDV防止講座は有効です。予防教育が的確に若者に届く中学校での実施が有効と考えます。

しかし、半分以上の自治体で実施していない実態が調査結果からわかりました。また、実施していても全校で実施しているのはわずか4自治体です(大田区、豊島区、日野市、国分寺市 新型コロナウイルス感染症予防による休校は実施とカウント)。

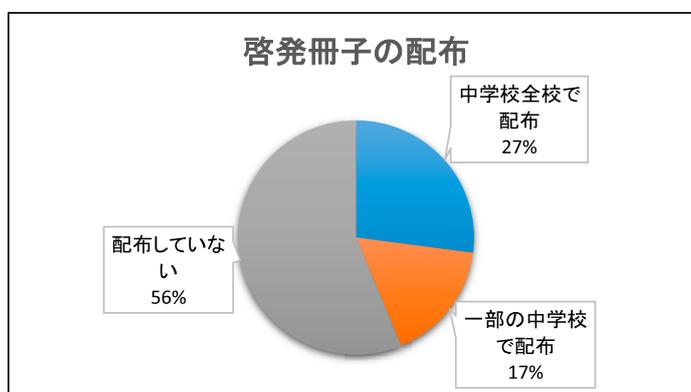
実施している自治体の多くは1校から数校の実施にとどまっており、今後どのようにすべての子どもたちに人権とジェンダー教育を保障していくかが大きな課題です。

今回、特に設問としてたててはいませんが「実施していない理由」を記入した自治体がいくつかありました。性教育でも指導要領との関係が取り上げられているところですが、前述のように人権教育として全中学校で位置づけ取り組むことが求められます。

★この設問からの政策提言…⑱

### 設問20 デートDV予防のために、啓発冊子またはリーフレットを生徒に配布していますか。

中学校全校で配布	13
一部の中学校で配布	8
配布していない	27



### 【設問20の意図と回答結果】

中学卒業後、高校・大学・社会人として育っていく若者に、デートDVについての情報を届けるには、学校での出前講座の実施のほか、啓発冊子の配布も有効だと考えました。(⇒「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針基本的な方針」第2の12教育啓発)

半分の中学では啓発冊子は配布されておらず、2割弱の配布実施自治体も一部の中学のみとなっています。全ての中学校で配付しているのは13自治体(港区、新宿区、墨田区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、足立区、葛飾区、昭島市、日野市、多摩市)と区部に多くなっています。財政的負担の課題があることも考えられ、東京都が作成し都内全校に配布するなど提案していきます。

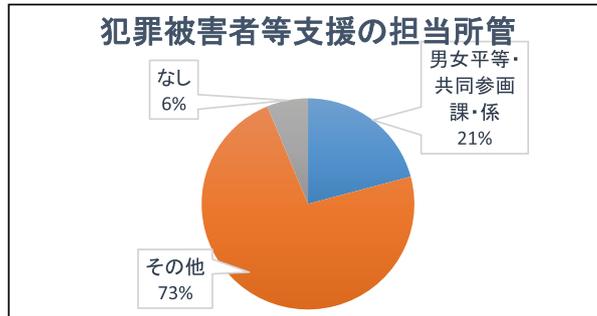
★この設問からの政策提言…⑳、㉑-2

# ◆性暴力について

## ◇1 性暴力被害者対応への庁内体制についてお聞きします

### 設問21-1 犯罪被害者等支援の担当所管はどこですか。

男女平等・共同参画課・係	10
その他	35
なし	3



#### ■その他から主な所管課

人権担当所管課 / 総務課 / 生活安全・地域安全関連所管課 / 市民相談課 / 広報広聴課 / 福祉関連所管課 など  
 ※全回答は資料ページ

#### 【設問21-1の意図と回答結果】

性暴力については、相談や支援実施について特化した直接的な法的根拠がなく、犯罪被害者等支援法や条例に基づき「犯罪被害者等」として対応しています。相談や支援には心理的ケアだけでなく、司法や医療などの専門家など庁内外の連携が必要です。ヒヤリングなど事前調査の過程で性犯罪を含む犯罪被害者支援の担当は各自治体に必ず置かれているはずである、と捉え担当所管の確認を行いました。

調査の結果、担当部署としては防犯などの犯罪そのものに関わる部署でなく、男女共同参画や人権担当や福祉関連部署など非常に多岐にわたっていることがわかりました。防犯や犯罪相談というカテゴリーでの担当は4自治体でした。

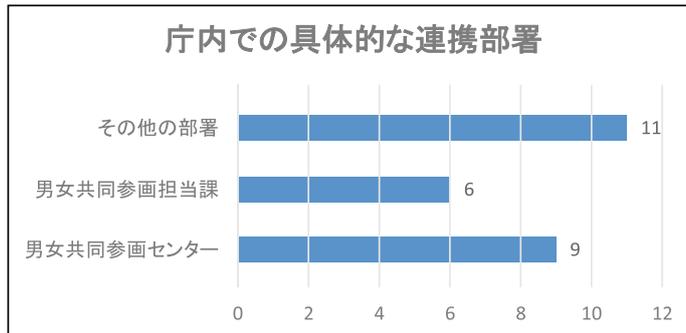
性暴力は重大な人権侵害であり、男女平等を人権所管とする組織体制が多いことから役所の仕事としては妥当性はありますが、市民にとっては「性暴力を含む犯罪被害が役所に相談していいこと」とわかりにくい結果となっています。

中には、少数ですが「非公開」「該当なし」「担当を置かずケースバイケースで対応」など、市民から見えない自治体もありました。まずは庁内の担当を明確に位置付け、相談していいことであるとわかりやすい名称や周知方法の工夫で市民に知らせることが大事です。

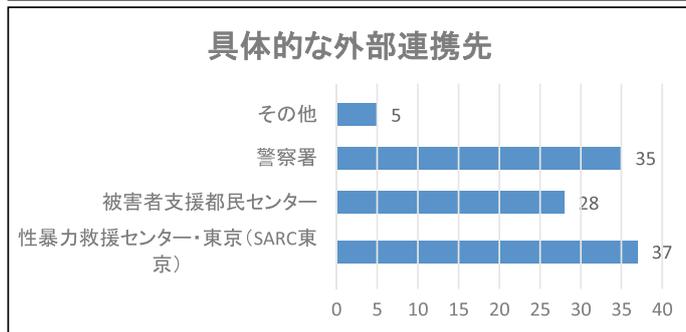
★この設問からの政策提言…⑳

### 設問21-2 また、そこで性暴力被害の相談を受ける体制は整っていますか。(複数回答可)

体制が整っている(専門知識のある担当者がいる)	1
庁内の担当部署につないでいる	24
男女共同参画セン	9
男女共同参画担当課	6
その他の部署	11



庁外の関係機関につなげている	43
うち	
性暴力救援センター・東京(SARC東京)	37
被害者支援都民センター	28
警察署	35
その他	5



■その他

法テラス / 警視庁犯罪被害者ホットライン / 弁護士等の相談 / よりそいホットライン等 / 医療機関

【設問21-2の意図と回答結果】

性暴力被害当事者にとっては、相談した後に、どう必要な支援につながっていくかが重要です。相談体制に専門知識のある担当者が配置されているのは、国分寺市のみでした。庁内・庁外での連携を行っており、内訳としては、東京都が犯罪被害者等支援計画に基づき設置しているSARC東京につなげているのが37自治体でした。

SARCには医療、心理、福祉、司法などの専門家があり、手厚い支援が受けられる体制が整っています。すべての自治体が連携することが望ましいと考えます。

また、東京都が設置している被害者支援都民センターでは犯罪被害者等が受けられる公的支援の相談を受けていますが、都設置の機関である割には連携は28自治体であり、認知度が低いことが問題です。性暴力の相談は受け入れていない自治体はなく、プライバシーに配慮しつつ身近で相談できる場所として機能していくよう東京都と自治体双方から働きかけます。

★この設問からの政策提言…⑳-2、㉑-3、㉑-4

設問22-1 全職員向け「犯罪被害者等支援の手引き」はありますか。

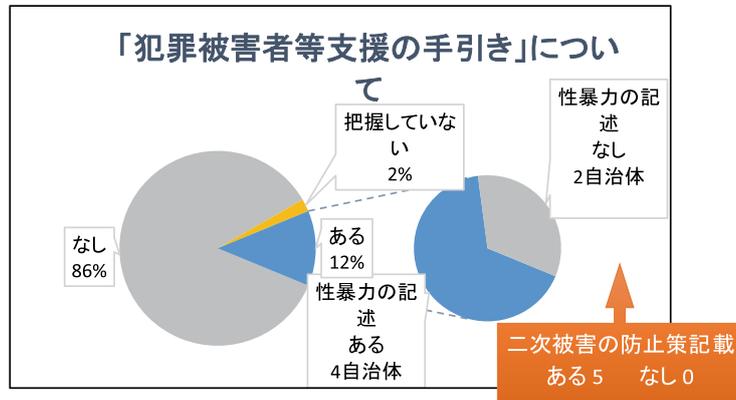
⇒ある場合 22-2 性暴力の記述はありますか。

ある	6
なし	41
把握していない	1

(22-2⇒ある場合)	
ある	4
なし	2

(22-3⇒ある場合)職員による二次被害の防止策の記載がありますか

ある	5
なし	0
回答なし	1



【設問22の意図と回答結果】

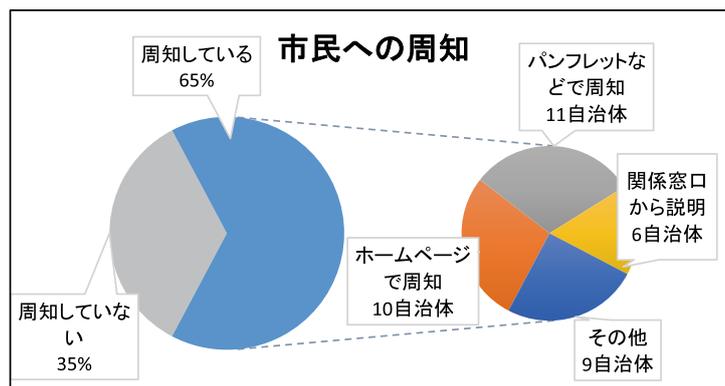
犯罪被害者等への対応は、自治体職員にとって必ずしも馴染み深い業務ではありません。犯罪被害者等支援法に基づく手引きを持ち、施策の必要性を認識することが大事と考えました。調査では、手引きを持っている自治体は6自治体(品川区、世田谷区、中野区、練馬区、国分寺市、多摩市)のみでした。

また、被害者支援の中に性暴力被害者も含まれていることを認識し、二次被害を防ぐための対応について言及していることを期待し質問しましたが、性暴力の記載は4自治体、二次被害防止を記載している自治体は5自治体でした。性暴力被害者への救済・支援を盛り込む手引きの速やかな作成と活用が求められます。

★この設問からの政策提言…㉒

設問23 犯罪被害者等支援に性暴力が含まれていることを市民に周知していますか。(複数回答可)

周知している	29
周知していない	19
ホームページで周知	10
パンフレットなどで周知	11
関係窓口から説明	6
その他	9



■その他から(主な取り組み)

パネル展など / イベントで周知 / ダイヤルNaNa (SARC東京の24時間ホットライン) など

※全回答は資料ページに

【設問23 設問の意図と回答結果】

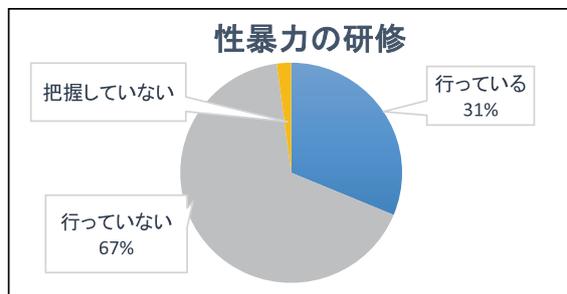
性暴力被害への誤解や偏見、差別はいまだに大きく、被害にあってもだれにも相談できない人が多いという現状があります。被害者バッシングなど、訴えた被害者が逆に批難されるようなことがないような社会にしていけるためにも、自治体が「あなたは悪くない」というメッセージを発信し、性暴力被害にあった場合に相談はもちろん、支援を受けられることをわかりやすく市民に示すことが重要と捉えました。

6割以上の自治体で周知をしており、方法はパンフレットやホームページ等さまざまであることがわかりました。周知していない自治体での取り組みを進めるとともに、相談を受けていることの認知度の調査も必要です。

東京都犯罪被害者都民センターによせられる相談の半数以上が性暴力です。性暴力は誰の身にも起こるという認識のもと、社会全体で性暴力を許さず、加害者も被害者も出さない取り組みが求められます。★この設問からの政策提言…⑳

設問24 性暴力被害者の相談支援に関わる担当者の研修を行っていますか。

行っている	15
行っていない	32
把握していない	1



■具体的な内容(主な取り組み)

東京都ウィメンズプラザ等の研修の受講 / SARC東京理事長の講演 / 犯罪被害者等支援の研修を受講 など

※全回答は資料ページに

【設問24の意図と回答結果】

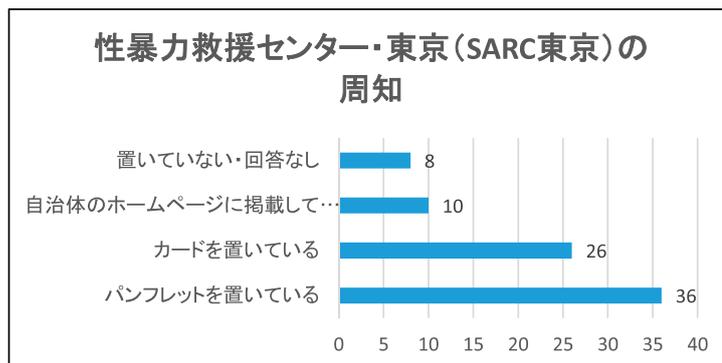
二次被害防止や適切なつなぎ先は正しい知識がないとできず、性暴力被害者の救済と支援には専門性が必要です。各自治体で受け入れる相談員の質の向上を図り、二次被害の防止や外部機関と連携し、被害者が安心して地域に住み続けられる体制を整えることが重要です。

アンケート結果では「行っていない」自治体が7割近くありました。二次被害防止のためには社会全体が誤解や偏見をなくさねばならず、さまざまな機会でも市民に接する自治体職員には知識は不可欠です。

研修を行っている場合の具体的な内容では、「東京都ウィメンズプラザの研修を受講」「被害者支援都民センター等、東京都で実施される研修に参加」など東京都関係の研修参加をしている自治体が10自治体と多くありました。この分野での東京都の役割の重要性を再認識する結果であり、さらなる充実を求めます。★この設問からの政策提言…㉑

設問25 東京都が「性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業」として助成している「性暴力救援センター・東京(SARC東京)」についての周知はどのように行っていますか。(複数回答可)

パンフレットを置いている	36
カードを置いている	26
自治体のホームページに掲載している	10
置いていない・回答なし	8



### ■主なパンフレット設置場所

男女平等・男女共同参画担当課窓口 / 男女共同参画センター・女性センター / 人権担当課窓口 / パネル展や講座で配付 / 相談窓口 / 庁舎資料コーナー など ※全回答は資料ページに

### ■主なカード設置場所

男女平等・男女共同参画担当課 / 男女共同参画センター・女性センター / 人権担当課 / 庁舎資料オーナー / 庁舎トイレ / 図書コーナー / 福祉相談窓口カウンター / 市民相談窓口 など ※全回答は資料ページに掲載

ホームページ掲載場所の内訳	
担当部署のページに掲載	5
担当部署のページにバナーを貼っている	1
その他	4

### ■その他の主な内容

相談案内ページに性暴力相談先として / NaNaにリンク など ※全回答は資料ページに

#### 【設問25の意図と回答結果】

高い専門性を有して活動しているSARC東京は、東京都のワンストップ支援事業として機能しています。設問21で37自治体が庁外の連携先としてSARC東京をあげていますが、担当職員はもとより、市民にも周知が必要です。相談カードなどを利用して周知し東京都のワンストップ支援事業としてSARC東京があることを、市民が知ること、被害にあったときも迅速につながるができます。

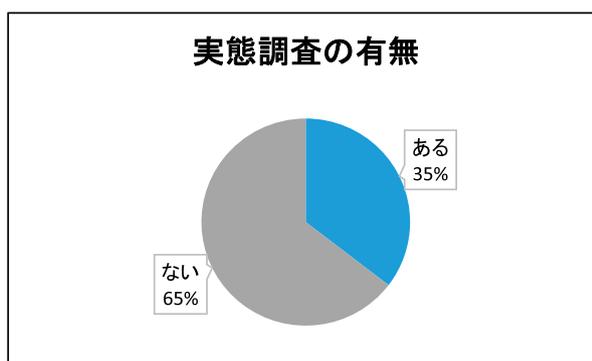
アンケートでは回答のあった48自治体中40自治体は何らかの形で周知していましたが、いずれにもチェックが入らなかった自治体が8自治体ありました。また、ホームページの周知だけでパンフレットやカードを置いていない自治体は10自治体あります。SARCへの認識を高め、活用を増やして拡充を東京都へ求めていく必要があります。

★この設問からの政策提言…⑳、㉕-2

## ◇2 性暴力防止や被害者支援についての市民向けの取組みについてお聞きします

**設問26** 男女平等の推進に関する計画策定の際に行う実態調査(市民アンケート)で性暴力(DVを除く)についての質問がありますか。

ある	17
ない	31



#### 【設問26の意図と回答結果】

DVのなかに性暴力は含まれますが、それ以外での性暴力も起きており、誰にも言えない人もたくさんいます。性暴力防止や被害者支援の必要性について自治体が実態把握し、施策に位置付けて行く必要があります。

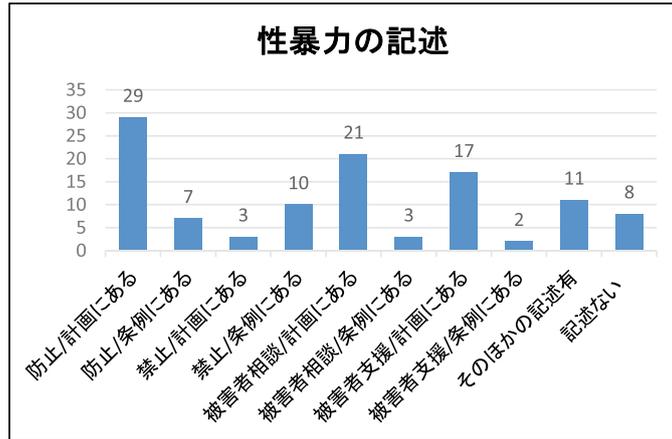
DVについてはDV対策基本計画策定の際(都内では多くが男女共同参画推進計画に含まれる)に、実態調査が行われます。警察署の認知件数には反映されていない性暴力について少しでも実態に近い現状を知るための調査が必要と考え設問にしました。

あると回答した自治体は3割強(文京区、目黒区、世田谷区、豊島区、北区、葛飾区、八王子市、武蔵野市、昭島市、町田市、日野市、東村山市、福生市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、西東京市)の17自治体です。実施事例を参考に、安心して答えられる工夫をしながら調査を広げていく必要があります。

★この設問からの政策提言…㉖

**設問27** 男女平等の推進に関連する条例や計画に性暴力についての記述の有無(複数回答可)

防止/計画にある	29
防止/条例にある	7
禁止/計画にある	3
禁止/条例にある	10
被害者相談/計画にある	21
被害者相談/条例にある	3
被害者支援/計画にある	17
被害者支援/条例にある	2
そのほかの記述有	11
記述ない	8



**【設問27の意図と回答結果】**

性暴力を根絶するためには、被害者も加害者もつくりたくないよう社会自体を変える必要があります。現状では、刑法による性犯罪の成立要件は立証のハードルが高く、加害者に有利となっています。性暴力は犯罪であることを認め、なくしていかなければなりません。また、犯罪と認知されないような性暴力を減らし、被害者支援と加害者更生の両方を同時に進めることが重要であり、そのためには条例や計画に位置付け、対策を行う必要があります。

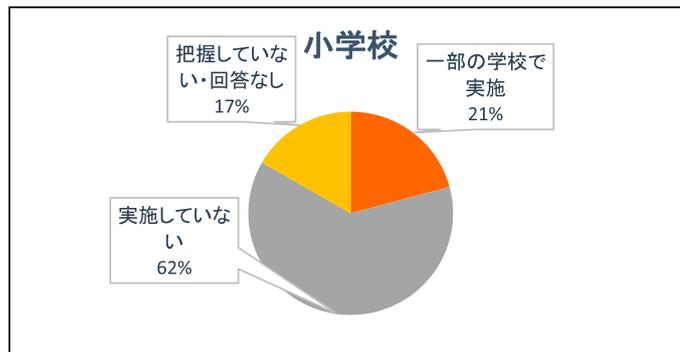
アンケート結果からは防止と相談、支援について計画に位置付けられている自治体が比較的多いことがわかりました。しかし、条例に記載しているのは防止が7自治体(文京区、台東区、目黒区、豊島区、葛飾区、武蔵野市、日野市)、禁止が10自治体(文京区、江東区、中野区、豊島区、武蔵野市、日野市、東村山市、国分寺市、東大和市、羽村市)、相談が3自治体(江東区、武蔵野市、日野市)、支援が2自治体(武蔵野市、日野市)です。特に相談と支援は少なく、施策根拠への実効性の担保が薄く取り組みが遅れていることがわかります。一切の記述がない8自治体については取り組みの推進を早急に求める必要があります。

★この設問からの政策提言…⑳

**設問28** 公立(区立・市立)小・中学校において助産師や保健師、産婦人科医など専門職または民間団体を招いての性教育を実施していますか。

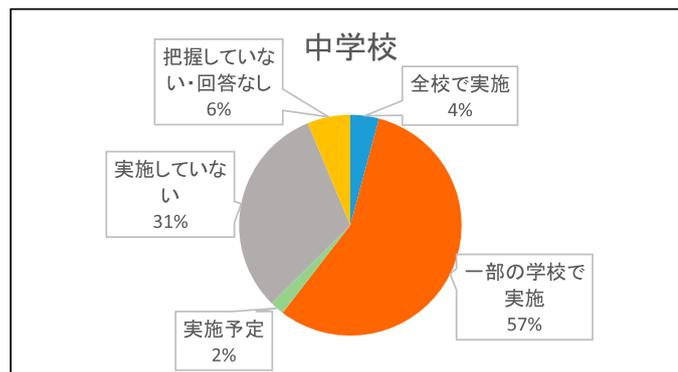
**小学校**

全校で実施	0
一部の学校で実施	10
実施していない	30
把握していない・回答なし	8



**中学校**

全校で実施	2
一部の学校で実施	27
実施予定	1
実施していない	15
把握していない・回答なし	3



### 【設問28の意図と回答結果】

性暴力被害は低年齢でも起きています。学齢前の幼いうちから、自分の体を大切にすることや守る手段など、年齢に応じた正しい知識が必要です。また、将来性暴力の加害者にならないためにも、専門家による小中学校での性教育が必要です。性に関する教育は、成長過程に応じて積極的に取り組むべきであるという考えのもと設問を用意しました。

尊い生命を生み出し育て「いのちの教育」としての性教育や、正しい科学的知識としての妊娠・出産について知るための保健教育としての性教育、対等なパートナーシップと合意のもとによる性行為という人権教育としての性教育など様々なアプローチで、助産師や産婦人科医など地域の専門家とともに子どもたちに学びの機会を提供していくことが望まれます。

お互いの生と性を知り、自身のからだと権利を守るリプロダクティブ・ヘルス/ライツの観点で、義務教育のうちに、性について学ぶ機会を保障することが必要です。

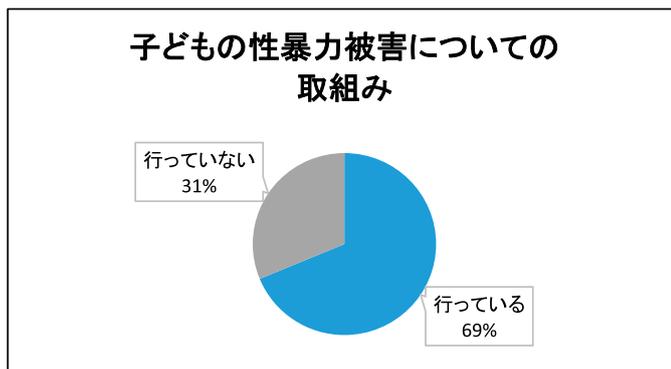
小学校での実施は約3割、中学校では予定を入れて6割強が実施しているという結果でしたが、その中でも全校での実施は小学校ではなし、中学校でも文京区、豊島区と2自治体のみでした。数校のモデル授業実施で終わらずに、全校に広めることが必要です。校長の判断にだけ任せるのではなく、教育委員会が計画を持ってすべての子どもたちに性についての学びを保障する必要があります。

★この設問からの政策提言…⑳、㉘-2

### 設問29 子どもへの性暴力被害についての取り組みを行っていますか

(声かけや露出等の被害にあった子どもを含む)。

行っている	33
行っていない	15



#### ■主な取り組み内容

セーフティ教室 / 安全指導 / 個別対応 / 長期休暇の前の声かけ / スクールカウンセラーによる心理面のケア / CAP実施 / 教員への研修 / 安全パトロール / 不審者情報配信 / インターネット、SNS等での犯罪被害防止 など

※全回答は資料ページに

### 【設問29の意図と回答結果】

子どもへの性暴力は家庭での性虐待や児童養護施設内・里親からの性暴力、子ども間の性暴力、教職員や顔見知りによる性暴力など、さまざまケースも考えられますが、非常にデリケートな問題でもあり実態が明らかになっていません。路上で出会うわいせつ行為なども子どもを傷つけます。

防止だけでなく、被害にあってしまった子どもたちへの心身のケアについて、体制が整っているか、また教師への研修、保護者の理解等を含め、どのような取り組みを行っているかを聞きました。回答は多岐にわたり、セーフティ教室や声かけ、長期休暇前の指導や安全教室など予防的な取り組みから、被害にあった際の心理的ケアまで様々記述がありました。1自治体(三鷹市)が回答したCAPは、「NOと言ってもいいこと」を含め子ども自身が持っている人権も含め伝えるので単なる護身だけでなく、加害することもいけないことが伝わり、広めていきたい取り組みです。

「行っていない」も3割あり、被害の実態を把握するための実態調査が必要だと考えます。また、子どもは自分が被害にあっていることを認識できない場合もあります。子どもの頃の体験は大人になったときにも影響が現れるとされており、子どもに寄り添った丁寧な対応が必要です。

子どもへの性暴力は顔見知りの場合も多く、発見が難しく、本人がそれと自覚するまでにも多くの時間を要します。時間をかけて心を解きほぐし、寄り添い支援する体制が求められます。

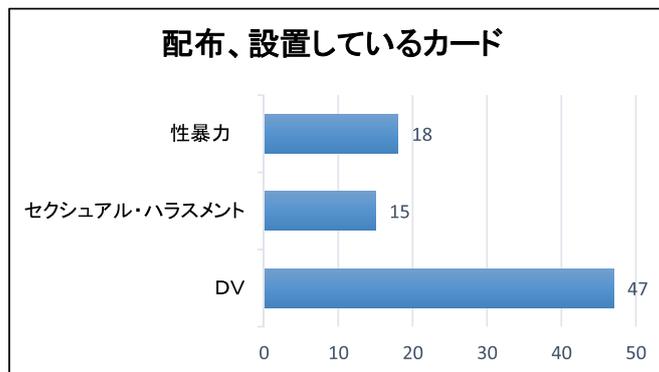
★この設問からの政策提言…㉙、㉙-2

## ◆セクシュアル・ハラスメント、DV、性暴力など女性への暴力全般について

**設問30** セクシュアル・ハラスメントやDV、性暴力に関する相談カードをどこに置いていますか。(複数回答可)

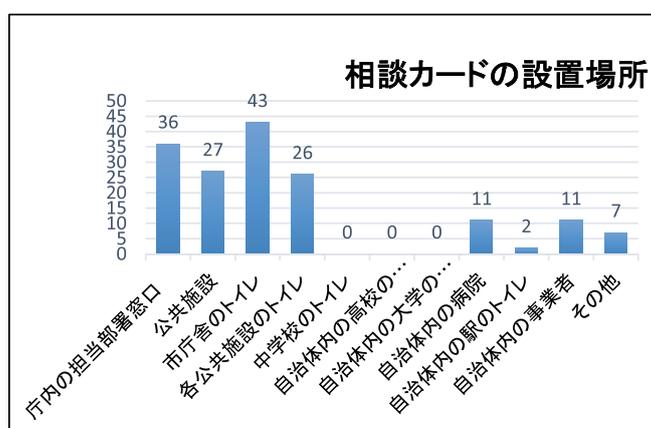
配布、設置しているカード

DV	47
セクシュアル・ハラスメント	15
性暴力	18



設置場所

庁内の担当部署窓口	36
公共施設	27
市庁舎のトイレ	43
各公共施設のトイレ	26
中学校のトイレ	0
自治体内の高校のトイレ	0
自治体内の大学のトイレ	0
自治体内の病院	11
自治体内の駅のトイレ	2
自治体内の事業者	11
その他	7



### ■自治体内の事業者(主なもの)

薬局 / 医療機関 / コンビニエンスストア / 大型商業施設 など

※全回答は資料ページに掲載

### ■その他の主な設置場所

大学・専修学校 / 保育園 / 成人式で配付 など

※全回答は資料ページに掲載

### 【設問30の意図と回答結果】

セクシュアル・ハラスメントやDV、性暴力に関する相談カードを公共施設はもちろん、悩みを持つ人の目に触れる機会を増やすために公共の場以外(駅や病院のトイレや薬局、中学校のトイレなど)に置き工夫しているかを聞きました。

配置しているカードはDVが圧倒的に多く、法的根拠のある施策の実効性がわかります。デートDVについては東京都でもカードを作成しており、中学校のトイレに置くことの有効性を期待しましたが配置している自治体はありませんでした。

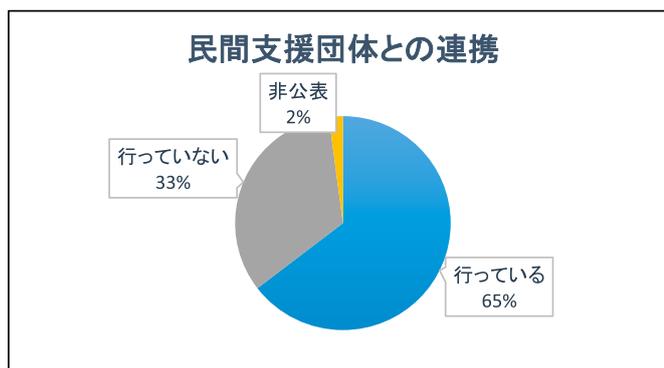
設置が公共施設のみ限定されているところが多く、公共施設を利用しない多くの市民、若者への周知となっておりません。自治体内の病院や薬局、商業施設や保育園など工夫しての設置は参考事例として広めていきたい施策です。

★この設問からの政策提言…③⑩

**設問31** セクシュアル・ハラスメント、DV、性暴力について、民間支援団体との連携を行っていますか。

(委託や指定管理による業務実施も含めて)

行っている	31
行っていない	16
非公表	1



**■主な内容(全体)**

同行支援 / 一時保護 / 講師派遣 など

※全回答は資料ページに掲載

**■具体的に:セクハラ**

相談事業 / 企業向け講座の講師 / センター事務 など

※全回答は資料ページに掲載

**■具体的に:DV**

相談事業 / 同行支援 / ステップハウス提供 / 一時保護 / シェルター運営 / デートDV予防講座 / DV防止講座 など

※全回答は資料ページに掲載

**■具体的に:性暴力**

相談 / 研修 / 同行支援 など

※全回答は資料ページに掲載

**【設問31の意図と回答結果】**

女性への暴力に対してのきめ細かい対応を実施するためには、相談・支援についての専門性を有し経験が豊富な民間支援団体との連携が欠かせません。民間支援団体と連携しているところは7割近くはありましたが、連携を行っていないと答えた自治体も15ありました。さまざまな分野とレベルでの連携をおこなっていることがわかりました。

DVでの連携を記述した自治体が多く、法的根拠のあることの意義がうかがえます。また、相談や同行支援のほか、シェルターでの一時保護や予防教育の実施など、民間団体の専門性を頼みとした連携が多くあげられました。

市部での民間シェルターへの補助は広域連携によって行われており、記述する自治体が複数ありました。財政面での公的支援に乏しいために、運営が厳しくなる団体が出ないように、より連携を強くできるよう財政面での民間へ支援と人材を育てることが自治体の役割として求められます。

「母子生活支援施設運営」や「ステップハウスの提供」で連携をとっているところもありました。自治体単独で設置の支援ができなくても、前述のように広域で民間団体への助成を行う方式や、東京都のバックアップの拡充を今後広めていく必要があります。

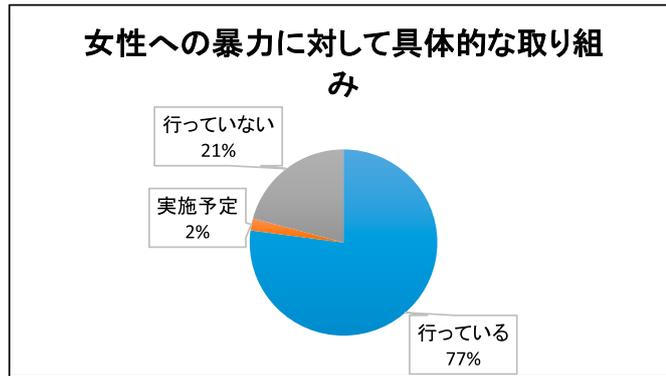
性暴力に対しての施策は、全体的には進んでいませんが、民間団体との連携で相談や同行支援を始めている自治体もあります(千代田区、港区、品川区、目黒区、杉並区、北区、江戸川区、東久留米市)。

東京都が運営委託しているSARC東京は現在は都内1か所ですが、都内の自治体すべてが活用しやすくなるよう設置数を広げていくことが望まれます。また、性暴力講座やリベンジポルノ講座の講師依頼など現状課題に即応する施策で連携している自治体もあり(港区、参考事例にしたいものです。

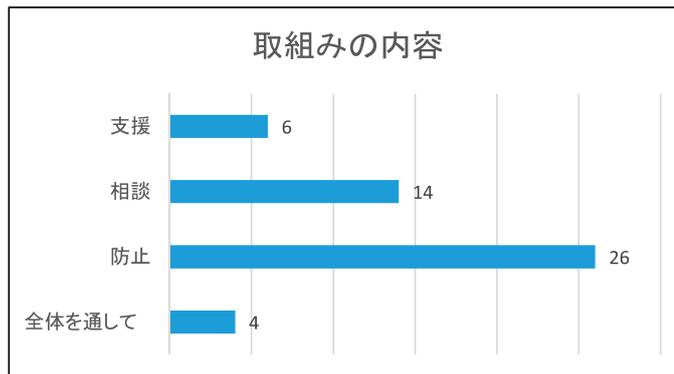
★この設問からの政策提言…③①、③①-2

**設問32** ここまでお尋ねしたこと以外に、女性への暴力に対して具体的な取り組みを行っていますか。

行っている	37
実施予定	1
行っていない	10



具体例 全体を通して	4
防止	26
相談	14
支援	6



**■主な内容(全体を通して)**

講座やパネル展 / 女性に対する暴力をなくす運動期間中の講座 / など

※全回答は資料ページに掲載

**■主な内容(防止)**

関連武将による合同暴力防止キャンペーン / パープル・リボン運動 / 広報紙での啓発 / 高等学校校祭・大学祭でのデートDV防止イベント / 女性と子どもへの暴力防止をテーマに講座募集 / 暴力根絶についてSNSで発信 / 広報紙で特集 / 子育て支援メールで相談窓口を発信 / パネル展示 / 助産師会と連携した性暴力防止 / キャラクターを使っでの啓発 など

※全回答は資料ページに掲載

**■主な内容(相談)**

センター相談室 / 女性カウンセラーによるDV相談 / 女性弁護士によるDV相談 / など

※全回答は資料ページに掲載

**■主な内容(支援)**

被害者支援講座 / 通訳同行支援 / 住民票閲覧制限 など

※全回答は資料ページに掲載

**【設問32の意図と回答結果】**

これまでの設問以外の施策、選択肢にないものなど、自治体として「女性への暴力根絶」全般に向けて取り組んでいることを聞きました。

東久留米市では、男女共同参画出前講座を市民から募集しており、そのテーマの一つに「女性と子どもを暴力から守る」をあげています。保護者を対象とした家庭での性教育や、地域で子どもに関わる方を対象としたSNSを利用した性被害についてなど複数の講座の実績があり市民協働による取り組みとして注目されます。また、港区では「DV加害者更生プログラムの利用助成」、世田谷区では「犯罪被害者支援の対象に女性に対する性暴力を含め、支援策を検討」予定であり、こうした取り組みを参考に、全自治体でのさらなる施策拡充が求められます。

同行支援や相談における多言語化は、東京都のこれからは重要な視点です。財政力のある自治体だけでなく実施できるよう東京都のバックアップも求められるところです。

# ■女性の安全安心自治体調査結果ランキング

2020年6月11日 (回答は23区・25市)

## ★総合ランキング

( )内は点数、100点満点

1位	日野市(54)
2位	八王子市(49)
3位	国分寺市(47)
4位	港区(46)、世田谷区(46)、中野区(46)、豊島区(46)
8位	文京区(42)
9位	大田区(41)、江戸川区(41)
11位	杉並区(40)
12位	江東区(39)、目黒区(39)、足立区(39)
15位	武蔵野市(38)、府中市(38)
17位	荒川区(36)、町田市(36)、西東京市(36)
20位	新宿区(35)、墨田区(35)、練馬区(35)、葛飾区(35)、東村山市(35)、東久留米市(35)
26位～	昭島市(34)、調布市(34)、品川区(33)、立川市(31)、福生市(31)、多摩市(31)、北区(30)、千代田区(29)、台東区(29)、三鷹市(29)、国立市(29)、東大和市(28)、小金井市(27)、稲城市(27)、板橋区(26)、小平市(24)、狛江市(24)、清瀬市(24)、武蔵村山市(23)、羽村市(23)、中央区(21)、あきる野市(21)、渋谷区(11)

## ★テーマ別ランキング

### セクハラ対策ランキング(上位9自治体)

1位	港区
2位	西東京市
3位～	墨田区、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、中野区、豊島区

### DV対策ランキング(上位10自治体)

1位	大田区
2位	日野市
3位	八王子市
3位～	国分寺市、世田谷区、足立区、豊島区、葛飾区、府中市、昭島市

### 性暴力対策ランキング(上位9自治体)

1位	八王子市、日野市
3位～	江戸川区、中野区、文京区、江東区、目黒区、世田谷区、練馬区

※紫色の文字は総合10位内ランキングの自治体

# ■女性の安全安心自治体調査へのコメント

皆川満寿美(プロジェクトアドバイザー)

## 1) 低得点だったことについて

平均点33.92点、トップである日野市の得点も54点という低レベルの結果となった。こうした領域の施策については、自治体は何をやっているのか、市民、住民には知られていないのではないかなと思うのだが、自治体も、やらなければやらないこと、できることがあるのである。そこで、何をやっているのか調べたところ、自治体自身も「やらなければならないということ」についても、「やれることは何か」についても、よくわかっていないのではないかなという結果になったと思う。低い得点は、そうしたことを示している。

日本のジェンダー平等政策については、国に男女共同参画社会基本法(99年)があり、5年ごとに改定される形で計画が策定されている(本年12月に5次計画が策定予定である)。同様に都道府県は条例を策定し、計画を作っており(計画策定は義務づけ)、自治体も同様である(計画策定は努力義務。自治体の場合は、条例はないところがあるが、計画を策定している。東京都内は、全市区(23区26市)で策定。5町8村については瑞穂町1カ所のみ)。こうした計画の中に、これらにかかわる事柄が書き込まれており、施策はそこに根拠づいている(DVについては、2001年のDV防止法制定により、防止計画の策定が国、都道府県について義務づけられている。市区町村は努力義務)。今回の調査は、取り上げた政策について、この計画が十分なものであるかどうかについても調べたことになっている(不十分だという結果になった)。

## 2) 調査の意義

これら32の質問は、事前に専門家を招いて勉強会を行い、練り上げており、いずれも具体的で詳細なものであって、極めて意義深い。低レベルだった結果とそこから引き出されている政策提言は、すぐさま実行に移されてほしい(例えば、啓発のためのカードひとつとっても、置いてある場所として最も多いのは、役所の中のトイレだった。駅や大規模店舗、病院のトイレなど、置かれるべき場所は他にもたくさんある)。行政職員はもとより、関連の活動団体、市民にも、報告書をぜひ読んでいただき、今後の活動に生かしていただきたい。

## 3) なぜ低調だったか

すでに述べたように、施策を動かしていくために使える法的な枠組は存在している。そこに何を入れていくか、実際に動かしていけるかどうか(実効性)なのだが、弱い。その理由は、行政の中での優先順位が低いからであろう。なぜ低いのかと言えば、担い手(行政職員から議員、有権者まで)の感度の低さ(質と量)があるだろう。日本でも取り組みは長くあり、声を上げてきた被害者の方もおられるのだが、負担が極めて大きく、支援団体が孤軍奮闘というかたちとなり、広がりや欠けていると見えたであろう(近年、#MeToo運動、フラワーデモにより状況が変化していることはご承知の通り)。状況を打ち破るものとして、女性議員の役割は大きいと考えるが、少ないということもまた、ご承知の通りである(とはいえ、政令市、市区の女性議員割合は、国、都道府県、町村との比較では最大であるから、可能性は潜在しているといえる)。こうした問題に強い関心と意欲を持ち、そのことを対外的に示す、そういう女性議員を増やさなければならない。そうでない女性議員は不要と言ってもよい。

#### 4) 最後に

日本は、この領域についての施策は極めて遅れている。DV被害者を保護・支援するための法律はあるが、「被害者が逃げる」ことを前提としており、負担が大きい。セクシュアルハラスメントを禁じる法律はなく、DVを除きこれら全般に被害者を保護支援する法律は存在していない(「犯罪被害者等基本法」があるが、野党は被害者支援の法案を取りまとめ、18年6月に国会提出しているが審議は行われていない)。被害者のためのワンストップセンター設置が目立っているかもしれないが、47都道府県に一つというレベルであり、かつ根拠法はないため(「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金」による)、今後どうなるかは不明であるし、望ましいとされる「病院拠点型」は少なく、その質においては玉石混交である(ちなみに、国連がつくっているハンドブックでは、20万人に一つ、とされている)。中央政府、地方政府ともに、真剣な取り組みが望まれる。そのために、この調査が役立てられることを強く期待している。

# ■女性の安全安心調査からの政策提言

## 自治体調査結果からの提案

### ◆セクシュアル・ハラスメント

- ① 全ての自治体でセクシュアル・ハラスメント防止指針を作成し、市民にむけて公開する
- ①-2 区政・市政にかかわるすべての職員が働きやすい環境をつくるため、セクハラ防止指針の対象に会計年度任用職員以外の非正規職員（派遣職員など）を位置づける。
- ② 職員向け服務規程、教職員服務規程共にセクシュアル・ハラスメント禁止を明記し（同様の効力のある取り扱い基準などを含め）、実効性のある対策とする。
- ③ 事例集的な職員向け「セクシュアル・ハラスメント防止・相談パンフレット」を作成し、全員に配布し「セクハラとは何か、なぜしてはいけないか」を一人ひとりが自覚できるようにする。
- ③-2 「セクシュアル・ハラスメント防止・相談パンフレット」に、相談～救済～支援の流れをわかりやすく記載し、被害者が安心して相談できるようにする。
- ④ セクシュアル・ハラスメント相談員に必ず女性を入れる。
- ④-2 セクシュアル・ハラスメント相談員は職員だけでなく、必ず外部の専門家を入れて相談しやすい環境をつくる。
- ⑤ セクシュアル・ハラスメントの調査は必ず庁内だけでなく外部から専門家を入れ、相談者の立場を尊重しながら進める。
- ⑤-2 セクハラによる被害者の悩みに対して、民間支援団体（女性労働相談、性暴力被害者支援など）を社会資源として活用するため連携する。
- ⑥ 首長、議長・議員は就任時（任期ごとに）、必ずセクシュアル・ハラスメント防止についての研修を受ける。さらに、セクシュアル・ハラスメントは行わない旨宣言する。
- ⑥-2 職員向け研修にはロールプレイングなど、机上だけでなくセクハラについて実感を持って理解できる方法を取り入れる。
- ⑦ セクハラの実態を掴むため、非正規職員を含めた全職員へのアンケート調査を定期的実施する。
- ⑦-2 セクハラの実態について、再発防止のためにどうして起きたか、どう対応したかの第三者による検証を行う。
- ⑦-3 再発防止のために加害者からの聞き取り調査を行い、具体的な対策の参考にしていく
- ⑧ セクシュアル・ハラスメントについて、人権侵害であり禁止すべきこととして、男女共同参画推進条例に明記し施策の根拠とする。
- ⑨・⑩ セクハラを自分事として考えていくためにセクハラ事例に基づき、「それってセクハラ？」のチェック表を作成し、啓発する。
- ⑨・⑩-2 セクシュアル・ハラスメントについてわかりやすくアピール性をもって伝える動画を作成し、自治体が発信する。
- ⑨・⑩-3 セクハラ事例集を作成し配付する。
- ⑩ 事業者を対象としたセクシュアル・ハラスメント実態調査を実施し、啓発する。

### ◆ドメスティック・バイオレンス

- ⑪ 地域でDV被害者の支援を総合的に行うネットワーク型の会議体をすべての自治体に設置し、関係機関が連携協力し自立まで当事者の安全を保障しながら支援する。
- ⑫ 相談・支援窓口を担当者向けの「DV防止・支援ガイドブック」を作成し、全職員全教職員へ配付する。
- ⑫-2 ガイドブックの内容は、DVの正しい理解、相談時の適切な情報提供、連携する支援（法律、医療、住宅、就労など）、二次被害防止、具体的な相談先を記載する。
- ⑫-3 全職員と教職員にDVに関する研修を実施する。
- ⑬ DV家庭で同時に起きる子ども虐待（面前DV含む）の防止、早期発見のために子どもに関係するあらゆる職種（保育士、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー、子育て相談員、民生・児童委員、助産師、保健師、看護師など）の担当者にDV研修を実施し、支援につなぐ。

- ⑭ 質の高い相談員を確保するために、専門性をもつ正規職員を育成し研修体制を整える。
- ⑭-2 DV被害当事者をエンパワメントできる相談員（婦人相談員や自治体の女性相談員など）を確保するための雇用条件を整える。
- ⑮ 全ての婦人相談員に年3回以上のDVの研修を実施する。
- ⑯ 被害者が複数の窓口で繰り返し説明する負担を減らすために、DV相談・支援ワンストップサービス窓口を設置する。
- ⑯-2 DV相談・支援で関係機関が連携するための共通様式のシートを作成して活用する。
- ⑰ 被害者が一人で相談窓口や裁判所に行く負担や危険を減らすため、同行支援事業を実施し相談者全員に知らせる。
- ⑰-2 同行支援を自治体単独で実施するのが難しい場合は、東京都の連携同行支援事業を活用する。
- ⑱ 同行支援について、被害当事者が判断選択して活用でき、希望者は全員実施できるようにする。
- ⑲ DVの予防に有効なデートDV予防教育を、中学校以上の教育機関で実施する。講座はジェンダー平等の視点、人権教育の位置付けで実施する。
- ⑳ ジェンダー平等、人権教育の視点で作成したデートDV啓発冊子(ジェンダー平等視点の)を、全中学校で配布する。
- ⑳-2 中学校、高校のトイレにデートDV防止の啓発カードを設置する。
- ⑳-3 東京都でデートDV啓発冊子を作成し、希望する自治体に配付し中学校で活用する。

#### ◆性暴力

- ㉑ 性暴力を含む犯罪被害についてプライバシーに配慮しながら相談できる窓口を各自治体に設置し、市民に周知する。
- ㉑-2 相談後は、専門性のある職員による同行支援までが可能となるよう一本化した体制を整える。
- ㉑-3 性暴力被害へも対応できる専門相談員の配置、あるいは研修による質の確保を行う。
- ㉑-4 性暴力救済センター・東京(SARC東京)や被害者支援都民センターとの連携を深めるための、東京都と区・市の連絡会をつくる。
- ㉒ 犯罪被害者支援法(条例があれば条例)に基づく手引き作成し、性被害者への支援体制の充実や二次被害の防止を図ること等を盛り込み活用する。
- ㉓ 女性に対する暴力撤廃国際デーに合わせ、毎年キャンペーンを開催し広く相談や支援の社会資源を周知する。
- ㉔ SARC東京等を活用した研修を実施し、相談員の性暴力救済・支援に対する専門性と質の向上を図る
- ㉕ 相談員は、SARC東京の研修を受講することを徹底する。
- ㉕-2 SARC東京のパンフレットやカードをすべての自治体で配付する。
- ㉖ 計画策定時の実態調査はプライバシーに配慮しつつ以下の設問を行う。「1 レイプ、わいせつ、DV、セクハラ、痴漢、これらすべてが性暴力であり犯罪であることを知っていますか?」「2 性暴力を受けたことがありますか?」
- ㉗ 性暴力被害者支援条例を策定し、性暴力被害者への救済・支援と加害者の更生についても対策を行う
- ㉘ 性について科学的に正しい知識を得ると同時に、自分と相手との両方を尊重する態度とスキルを培う性教育を全校で実施する。
- ㉘-2 性教育や命の教育を産婦人科や助産師などの専門家やNPO法人など市民団体と連携して全学校で実施する。
- ㉙ 性暴力は許されないことであり、被害にあったら「いつでも相談していい」というメッセージとともに具体的な相談先を子どもたちに知らせる。
- ㉙-2 防犯メールに相談先を入れる、相談カードを渡すなど子ども自身に相談先を知らせる。
- ㉙-3 子どもへの性暴力対策は女子はもちろん、男子に対する性被害についてもていねいな対応を行い心のケアを行う。

## ◆女性への暴力全般

- ③⑩ セクハラ、DV、性暴力など女性への暴力に関する相談カードを全公共施設のトイレや中学校など教育機関のほか、薬局や商業施設などにも配置し、周知する。
- ③⑪ 長年支援してきている専門性を有した民間団体と連携しながら、支援を充実させる。
- ③⑪-2 DV被害者支援や性暴力被害者支援を行う民間団体への助成金を国、都、自治体それぞれで増やす。

## プロジェクトの議論の中からの提案

### ◆区・市・東京都で

- ・ 子どものころから対等な関係性について学び、セクシュアル・ハラスメントについていけないことだと身に付けていけるような人権教育を実施する。
- ・ DV相談をやすくし、支援につなげられるよう自治体のDV防止・支援センターを設置する。
- ・ 両親学級、新生児全戸訪問、乳児健診などでDVや相談先を入れた啓発冊子などを配布する。
- ・ 自治体(東京都、区、市)で加害者更生プログラムを民間団体に委託し実施する
- ・ 相談から自立を支援するための社会資源を紹介し、エンパワメントのイメージがつく広報動画を作成し、自治体から発信する。
- ・ 高校、大学に啓発ポスター掲示やトイレのデートDV啓発カードを置く。
- ・ 離婚前の別居中から、公営住宅への優先入居や民間賃貸での家賃補助・保証制度により住まいの公的支援する。
- ・ 東京都内に母子自立支援施設を増設する。
- ・ 民間団体のステップハウスやシェアハウスに補助金を出し増設する(東京都、自治体の広域連携で)。
- ・ 性暴力被害者支援条例をつくり、相談・支援を自治体施策に位置付ける
- ・ 性暴力被害者支援を広域連携で行えるよう東京都が中心となり、ネットワークをつくる。
- ・ 医療機関や心理・法律・福祉など専門家による性暴力相談・支援のワンストップセンターを東京都内に増設する。
- ・ 東京都で性暴力被害(子どもを含む)を診察・ケアできる医師・看護師、児童精神科医を育成する。
- ・ 警察官のDV・性暴力被害者への対応の研修を充実させるとともに、女性警察官が対応できるよう十分に人員配置する。
- ・ 女性への暴力や女性差別を根絶するために市民にジェンダー平等教育を実施する。
- ・ DVや性暴力防止、被害者支援を実施している民間団体の運営を助成し、人材確保と事業の継続を担保する。

### ◆国にむけての法整備の提案

- ・ 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止(男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法)だけでなく、全てのセクハラを禁止する法整備を進める。
- ・ DV防止法を改正し、第1条のDVの範囲に身体的だけでなく、夫婦間の性暴力、精神的暴力も含める。
- ・ 刑法改正でDV罪を新設し、加害者の処罰の内容に更生プログラム受講を義務として入れる。
- ・ 刑法の2020年見直しで、以下の点を改正する(1)暴行・脅迫要件の見直し (2)配偶者間の強姦を位置づける (3)性交同意年齢の引き上げ (4)控訴時効の撤廃 (5)地位・関係性を利用した性行為を対象に
- ・ DV加害者、性暴力加害者更生プログラムを法律に位置付け実施を義務付ける。
- ・ 女性自立支援法の制定し、被害者が逃げることを前提としたDV・性暴力被害者支援の発想を転換し、当事者の権利保障を軸としてメンタルケアを含めた自立支援施策を行えるようにする。

---

**女性が暮らしやすいまち～女性の安全安心自治体調査～  
自治体施策の現状と調査結果からの政策提案 報告集**

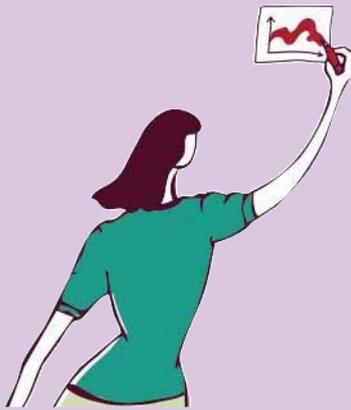
2020年7月31日発行

企画・調査 女性の安全安心自治体調査プロジェクトチーム

発行 東京・生活者ネットワーク

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-19-13 ASKビル4・5階

TEL 03-3200-9189 FAX 03-3200-9274 MAIL [tokyo@seikatsusha.net](mailto:tokyo@seikatsusha.net)



女性が暮らしやすいまち～女性の安全安心自治体調査～  
自治体施策の現状と調査結果からの政策提案 報告集

 東京生活者ネットワーク